# 「アジアにおける FTA の進行状況」

三菱東京UFJ銀行

国際企画部 情報戦略グループ

《目次》	
1.FTA で広がる「企業のビジネス・チャンス」	2
2.アジア主要国における FTA 概観	3
3.各エリア・各国別における FTA 進行状況	4
(1) ASEAN	4
① AFTA について	5
② AICO について	7
③ ASEAN-中国 FTA	8
④ ASEAN-日本 FTA	13
⑤ ASEANーインドFTA	17
⑥ ASEANーオーストラリア・ニュージーランド FTA	21
(2) シンガポール	22
① シンガポールーインドFTA	23
② シンガポールー米国 FTA	26
③ シンガポールー中国 FTA	26
④ シンガポールー湾岸協力会議(GCC)FTA	27
(3) タイ	30
① 日本ータイ経済連携協定	31
② タイーオーストラリア FTA	37
(4) マレーシア	38
① 日本ーマレーシア経済連携協定	39
② マレーシアーパキスタン経済緊密化連携協定	40
③ マレーシアーニュージーランドFTA	43
④ マレーシアーインド包括的経済協力協定(MICECA)	43
(5) インドネシア	46
(6) ベトナム	48
① 日本一ベトナム経済連携協定	48
② 韓国—ASEAN FTA	50
(7) インド	51
〇 日本一インド経済連携協定	52
〇 インド・タイ間の FTA における早期関税引き下げ品目	57

(8) オーストラリア	59
(9) 日本	60
(10)中国	62
〇 中国ーニュージーランドFTA	64
(11)台湾	67
〇 中国一台湾経済協力枠組協定(ECFA)	67
(12)韓国	<del></del> 71
(13)環太平洋経済連携協定(TPP)	72
(14)日中韓 FTA	<del></del> 73
4.アジア進出日系企業への FTA のインパクト	74
5. FTA 関連用語	74
6. FTA 関連サイト	77

## 1. FTA で広がる「企業のビジネス・チャンス」

## ~ 世界規模での生産・販売戦略見直し、利益拡大に向けて、FTA活用への関心高まる ~

日本企業が海外展開強化を進める中、自由貿易協定(以下、FTA)活用に関する関心が高まっている。最近の円高長期化により、日本からの輸出に各種 FTA 活用を考える企業からのお問合せが増えている他、中国における労働コストの上昇、人手不足を受けて、ASEANへの生産拠点の再配置や FTA の活用を考える企業の FTA 研究も進んでいる。

FTA を活用した地域統合の流れは、近年、アジアで加速してきた。さらに、環太平洋経済連携協定 (TPP) に、2008 年の米国に続き、2011 年 11 月には日本が参加を表明したことで『日本・米国・オーストラリア間の関税率引き下げが数年内に行われる可能性』も高まっており、企業経営に大きなインパクトがあるだろう。(※TPP のインパクトについては 3. (13) ご参照)

また、アジアでの事業展開拡大を目指す企業が増加する中、ASEAN-中国 FTA、ASEAN-インド FTA、ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド(CER) FTA の活用が本格化しており、ASEAN、中国に多くの販売・生産拠点を持つ日系企業の事業活動の選択肢が広がっている。

日本企業の関心が高まっているインドについても、日本との FTA が 2011 年 8 月に発効している。中国と台湾間の自由貿易協定(CEPA) も 2010 年 9 月に発効している。さらに、韓国と米国、韓国と EU との FTA が実施されていくことにより、日本企業が自社の台湾拠点、韓国拠点を輸出拠点として活用する動きが進んでいる。

まさに、FTAが契機となり、日系企業に『世界規模での生産・販売戦略見直し』が生じている。

#### OFTA 成立により生じる『事業機会と脅威』

FTA が締結されると締結国間の関税が引き下げられるため、当該国に進出している日系企業にとっては原料・部材調達価格の低下や製品輸出機会の拡大が生じる可能性がある。逆に関税が下がることで競争力のない産業は他国からの安価な製品流入の脅威に晒されることになる。また、FTA の締結

された地域の外に生産拠点がある場合、価格競争の面で不利になるリスクがある。

なお、FTA による関税下げメリットを実際に享受するには、当該 FTA における「原産地規則」を満 たす必要がある。FTAによるメリットがあるかどうかを調べるには、輸出する製品について、①輸出 国から輸入国への輸出時の輸入国側の「通常の関税率」をチェックした後に、②「FTA により適用さ れる関税率」を調べ、両者を比較し、これに、③「原産地証明取得のコスト」も考慮することが必 要である。本レポートでは、読者の方の利便性を考慮して、主要な FTA の詳細を参照できるウエブ サイトのアドレスや一部のFTAにおける早期関税引き下げ措置等の対象品目名も記載している。

#### 2. アジア主要国における FTA 概観

現在のアジア主要国における FTA 進行状況は下表の通り。既に締結された●印のものに加え、交 洗中のもの(◎) や研究中のもの(○) が増えている。

本表は、各国・各エリアの FTA の状況を横軸で見て確認する形で作成している。

日系企業の経営にインパクトの大きいと考えられる ASEAN については、ASEAN10 カ国と日本の FTA、 ASEAN10 カ国と中国の FTA などの進行状況を「ASEAN」の欄をご参照。

[	アジアにおり	ける	FT/	٩進	行	状	況	]																																							
																玉							名																			_	リア	7夕			
		Ш																																Α	SE	٩N						_					
		A S E A N	日本	インド	豪州	中国	台湾	韓国	香港	マカオ	N Z	パキスタン	スリランカ		メキシコ	U A E	エジプト		リア	クウェート		レ	ヨルダン	ウクライナ	ロシア	チリ	ペルー	マ	コスタリカ	1	アイスラノド	シンガポール	Š	/レ   	インドネシア	フィリピン	ネ	ベトナム		I		Ε	! u	Fl۶	景太平草	A	メルコスール
Δ	SEAN(全体)			<b>0</b>	ED						CER																					,,		L	AFT					C	_	0	<u>a</u>	1	C		
	シンガオール						×					0			0	H	0	0		0	0	<u></u>		0					• (	ര					\1 I	^			+	+			9 9 (	٠,		+	₩
	タイ	6			3	-	^					Ö		0				/ (		9	9	0		$\odot$				_		9									-	0	_	+		9	1		H
Δ	, ,	ŏ				-		0				•		0		H	H		0			•		Н		0	•	_						,	٩FT	Α			_	•	+	-	9	_	<b>9</b>	1	t
S		ð				7		_			Ĭ		H	ľ					Ĭ					Н		9								•						1	_	T		<u></u>	+		t
F	フィリピン	•		Ť	4	7							H											Н															_	7	+	+	+	+	$^{\dagger}$		H
A		ě		+	†	7					•		Н	T	1	H	H							Н		•	7	7											7	7	+	+	╈	7		1	✝
	ヘートナム	ð		+	#	7		0						t										Н		ă													1	1	1	-	0	_	9		T
	ミヤンマー	ě	Ť	T	7																					Ť								,	٩FT	Α				0	T	1	+	Ť	1		T
		•	T	T	T									T										П																	丁	T	T	T	T		T
	ラオス	•		T	7																																				T		T	T	T		T
日	本	•			0			0						İ	•											•	0		(	o								•		T	0	T	T	(	)		T
	ンド	•				0		0			0		•		Ť									П	0		Ť	7		0	T	e	0		O		Ħ		•			(	9 (		Т	0	•
	· M	CER	0			0		0			•		Г	•		0										•					T				Ō						0	T	T		<b></b>	Ť	T
中	国国	•			<u></u>		•	0	•	•	•	•														•	•		•	(	0		)								0					0	
台	湾			o	T		\				0																	•												T							
韓	国	•	0		0	1		$\setminus$			0		П	•	0									П		•	•		(	<b>o</b> (	ol I	•						0	7		0				0		0

- (出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成
- ※「●」はFTA締結済み。「■」は締結で合意。「◎」は交渉中。「〇」は研究中。「×」は交渉中断。
- ※SAFTA=南アジア7カ国。バングラディシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカ。
  ※BIMSTEC=タイ、インド、ミヤンマー、バングラディシュ、スリランカ、ブータン、ネパール。
  ※GCC=湾岸協力会議: サウジアラビア、オマーン、UAE、バーレーン、カタール、クウェート。

- ※CER=オーストラリア、ニュージーランド。
  ※EFTA=欧州自由貿易連合: European Free Trade Association。加盟国: スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン
- ※環太平洋:環太平洋経済連携協定(TPP = Trans-Pacific Partnership Agreement)。当初4カ国ブルネイ、チリ、ニュージーランド、 シンガポールでスタート。このFTAについては、個別国のマスに●を記している。2008年9月に米国、2008年11月豪州とペルー、 その後ベトナム、2010年10月にマレーシア、2011年11月に日本が参加を表明しており、交渉国は計10カ国になっている。
- ※SACU-南部アフリカ関税同盟:南アフリカ、スワジランド、ナミビア、ボツワナ、レソト。
- ※メルコスール=アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ。

# 3. 各エリア・各国別における FTA 進行状況

ここでは、ASEAN と各エリア・各国の FTA 進行状況をみたのち、ASEAN 諸国の中で、FTA 締結に積極的なシンガポール、タイを始めとする ASEAN 主要国の FTA 交渉の動向を整理している。合わせてインド、オーストラリア、日本、中国、台湾、韓国の各国・各地域との FTA 動向も記載した。

## (1) ASEAN

ASEAN は域内の経済統合を進めてきた。ASEAN 加盟国間の FTA である AFTA は着実に進展しており、2010 年 1 月には原加盟 6 カ国の共通効果特恵関税(CEPT)対象品目の関税率は 0%になった。

#### 【ASEANのFTAへの取組み】

【ASEANのFTAへ	の取組	み】
相手国・エリア		交渉進展状況
ASEAN	締結済	1992年1月28日発効。
(AFTA)		名称:「ASEAN自由貿易地域」(AFTA)。
		⇒原加盟6カ国のCEPT適用品目の関税撤廃を2010年に達成。
		⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミヤンマー、ラオス、カンボジア)の関税を原則2015年に撤廃。
		※原産地規則を2008年8月1日に緩和。「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上、
		または、関税番号変更基準(HS4桁)。(従来は、原則、「現地調達比率(=累積付加価値
		比率)40%以上」。一部、関税番号変更基準だった。)
中国	締結済	2002年11月FTAの枠組みに基本合意。
		⇒農林水産物500品目の関税を2004年1月から引き下げ2006年1月ゼロに(アーリーハーベスト)。
		2004年11月物の貿易に関わるASEAN中国FTA協定署名。
		⇒2005年7月1日からノーマル・トラック品目の関税下げ開始。
		⇒原加盟6カ国のノーマル・トラック品目の関税撤廃を2010年に達成。
		⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミヤンマー、ラオス、カンボジア)のノーマル・トラック品目の関税を2015年に撤廃。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
		2005年12月基本合意。2006年5月関税引下げ品目で合意。
		2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミヤンマーとの間で発効。
		フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効。タイは韓国市場のコメ開放問題で
		署名が遅れたが2008年1月には交渉が完了した。
		⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に
		引き下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。
		(参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
日本	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 
		⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。
		⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。
		ASEAN原加盟6カ国は10年で9割以上の関税を撤廃。
		⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミヤンマーで発効。2009年1月1日
		プルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。
		※原産地規則は、原則「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更
		基準(4桁)」。
() I'	¢+ 0+ ≥+	※原産地規則の累積ルールが適用される。
インド	<b>##</b> ##	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。
		⇒2010年1月タイ、マレーシア、シンガポール発効。2010年6月ベトナム発効。ブルネイも発効済。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準   (6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・	統維这	10mm/19で10mm/19で20   2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
ニュージーランド	小巾小口八刀	2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。
(CER)		2005年2月文/沙開始。2009年2月看石。2010年1月光初。   (参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)
EU	<b></b>	2007年5月交渉開始で合意。2009年5月交渉中断。
日中韓		2009年8月 ASEAN+日中韓の13カ国による「東アジア自由貿易圏(EAFTA)」に関する研究報告。
日中間、印、豪、		2009年8月 CEPEA(東アジア包括的経済連携)構想に関する研究報告。
NZの16カ国	<b>かいノい・</b> 下	
GCC	研究山	
/山武/女锤却等	ペレンレ・ア	2010年0万次的  別れてロ志。   古数日本   1.2   ***   「大事寺」に、例に同敗入志如桂邦※

(出所)各種報道、ASEAN事務局ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

<sup>※</sup>GCC=湾岸協力会議:サウジアラビア、オマーン、UAE、バーレーン、カタール、クウェート。

ASEAN は 2002 年以降、中国・日本・インドの 3 大国との FTA を締結した。特に、中国との関税引き下げは進んでおり、2010 年には、ASEAN 原加盟国 6 カ国と中国とのノーマル・トラック品目の関税率は 0%になった。

2009 年 8 月にはインドとの FTA でも合意し 2010 年 1 月に発効している。これにより、ASEAN を中心としたアジアにおける大自由貿易経済圏が 2010 年から 2016 年にかけて完成していく。2007 年 8 月 ASEAN 事務局長は「日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドとの FTA 締結に優先的に取り組んだ後、他地域との交渉に取り組む」という考え方を示している。

#### ① AFTA について

ASEAN 自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)は、1993年1月にマレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイの6カ国(以下原加盟6カ国)の結ぶ共通効果特恵関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)協定を基本にスタートした。

AFTA のコンセプトは、「ASEAN 域内の一国または複数国で付加価値の 40%以上が生み出された製品(%)を『ASEAN 製品』とし、CEPT 適用品目リスト(IL: Inclusion List)に組み込み関税を引き下げる」というもの。関税品目は、次の 5 つに分類される。

※ASEAN 各国間で計算方式にばらつきがある。付加価値の 40% (=現地調達率 40%) についてタイのケースでは「FOB 価格に占める ASEAN 域外から調達した部材の割合が 60%を超えないもの」と定義して計算している。CEPT 活用のための申請にはフォームD (原産地証明) を取得する必要がある。

#### 【AFTA関税品目分類】

①CEPT適用品目	関税率を5%以下に引き下げる対象品目。
(IL:Inclusion List)	ASEAN内での付加価値率40%以上。
②一時的除外品目	CEPT適用品目への移行準備が整っていない品目。
(TEL:Temporary Exclusion List)	一定期間内にCEPT適用品目に移行する。
③センシティブ品目	CEPT適用品目への移行を弾力的に行う品目。
(SL: Sensitive List)	主に野菜・果実・穀類・肉類などの農産品が対象となる。
④高度センシティブ品目	原加盟6カ国についてCEPT適用品目への移行を2010年1月1日
(HSL: Highly Sensitive List)	までとする未加工農産品。主にコメ関連品が該当する。
⑤一般的除外品目	関税率削減対象としない品目。防衛、人間や動植物の生命・健康
(GEL: General Exclusion List)	の保護に関する品目。学術的、歴史的、考古学的価値のあるもの
	の保護に関する品目。

ASEAN 事務局の発表によると原加盟 6 カ国の CEPT 適用品目のうち、2009 年時点で関税率 5% 以下のものが CEPT 適用品目数の 97.1%に達している。新加盟 4 カ国(ベトナム、ミヤンマー、カンボジア、ラオス) の CEPT 適用品目のうち、2009 月時点で関税率 5%以下のものが 93.2% に達している。また新加盟 4 カ国の関税対象品目数に CEPT 適用品目数が占める比率は 98.6%である。

【AFTAにおけ	る関税引き下げの	の状況(2009年8	日現在)】
TALIAI-WILL	なりまげπ.フェ <b>ペ</b> ード・レノ し	ノノイル ノル・ハ とししご ギーロ	<b>アファンス・ファンス・ファンス・ファンス・ファンス・ファンス・ファンス・ファンス・</b>

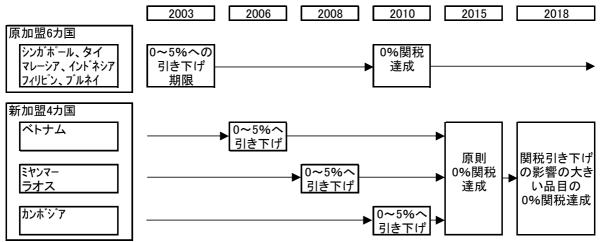
		総品目数	適用品目数			一時的除外	一般的除外	センシティブ・
			(IL)			品目数(TEL)	品目数(GE)	高度センシティブ
				関税率0%	関税率5%以下			品目数(SL、HSL)
	マレーシア	12,335	12,239	10,157	2,016	0	96	0
	イント・ネシア	8,737	8,632	6,900	1,725	0	96	9
	シンカ゛ホ゜ール	8,300	8,300	8,300	0	0	0	0
	タイ	8,300	8,300	6,643	1,644	0	0	0
	フィリピン	8,980	8,934	7,354	1,503	0	27	19
	ブルネイ	8,300	8,223	7,239	984	0	77	0
原	加盟6カ国	54,952	54,628	46,593	7,872	0	296	28
	ヘートナム	8,300	8,099	4,575	3,434	0	144	0
	ミヤンマー	8,300	8,240	4,992	3,248	0	49	11
	カンホ゛シ゛ア	10,689	10,537	755	7,784	0	98	54
	ラオス	8,300	8,214	5,844	2,056	0	86	0
新	加盟4カ国	35,589	35,090	16,166	16,522	0	377	65
AS	EAN10合計	90,541	89,718	62,759	24,394	0	673	93

(出所)ASEAN事務局

CEPT 適用品目の 0~5%への関税引き下げスケジュール(期限)は、原加盟 6 カ国が 2003 年、新加盟 4 カ国はベトナムが 2006 年、ミヤンマー・ラオスが 2008 年、カンボジアが 2010 年。関税撤廃の時期は、原加盟 6 カ国が 2010 年、新加盟 4 カ国は 2015 年となっている。なお、新加盟国分については状況に合わせた例外措置が認められている。また新加盟国については、関税引き下げの影響が大きい品目について、引き下げの時期を 2018 年にすることが認められている。

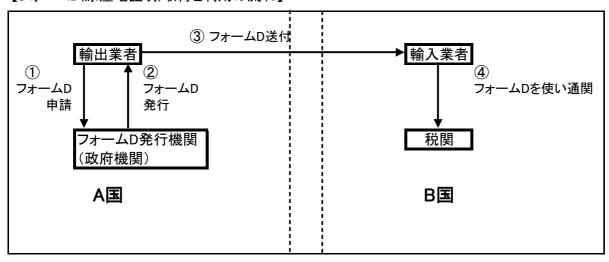
最近注目されたのは、2010年に原加盟 6 カ国の CEPT 適用品目の関税が 0%に引き下げられたことである。これに伴い、ASEAN 進出企業には、ASEAN 域内への輸出を強化しようという動きがみられた。例えば、タイに生産を集約し、ASEAN 域内への輸出拠点にするといった動きが加速した。また、インドネシア・ベトナムに生産拠点を設置し ASEAN 域内に輸出する日系企業も増加している。

【AFTA: CEPT適用品目の関税下げスケジュール】



「CEPT を活用した ASEAN 域内取引」の ASEAN 域内総貿易量に占める比率は 2002 年時点でタイ 11.2%、マレーシア 4.1%と低かったが、足許増加傾向にある。CEPT 活用が進んでいない理由には以下がある。①企業側が手続きを知らない、②日本など ASEAN 域外から原材料を調達している場合は現地調達率 40%をクリアできない、③一般関税率の水準が既に CEPT の関税率と遜色ないほど低下している、④輸出企業については現地の投資管轄官庁から原材料や部品の輸入関税が免除されているケースがあり申請の必要がない、⑤申請、原産地証明(フォーム D)の取得に手間と時間がかかるので輸出金額が大きくないものは申請しない、⑥原産地証明申請に原価計算や生産工程を公開することを躊躇。

## 【フォームD(原産地証明)取得と利用の流れ】



(出所)ジェトロ・バンコク資料より作成

※フォームD申請に必要な書類は、コスト明細書・製造工程表などだが各国で異なる

## ② AICOについて

AICO (ASEAN Industrial Cooperation: ASEAN 産業協力) は AFTA に先駆け ASEAN 域内の製造業のみを対象に 5%以下の低率関税を適用するスキーム。ASEAN で操業する企業間の協力促進による ASEAN の工業化を狙い 1996 年 11 月スタートした。次のような特徴がある。①対象となるのは製造業のみで全ての製造業種の原材料・中間製品・完成品が対象となる、②申請する企業の現地資本比率が 30%以上であること (1999 年 1 月から 2001 年末までは現地資本要件は一時的に撤廃)、③(明文化はされていないが)各企業単位で ASEAN 各国間の貿易バランスがとれていること、④AICO 申請は ASEAN 各国政府に個別に行うこと、⑤AICO スキームの利用により中間製品・完成品を製造する際には原材料・中間製品の輸入にも低率関税が適用されること、⑥同スキームで輸入された部品も国産化率計算の際にカウントできること。本スキームは 1998 年 2 月に初めての認可がなされた。導入当初は申請から認可まで 1 年以上必要なこともあった。現在も認可にはある程度の期間が必要。

2005年4月時点のAICOスキーム認可件数は129件(自動車関連115、電気・電子製品7、食品加工5、農業用機械1、ガラス1)。自動車・自動車部品関連が89%を占める。これは高関税が課せられていた自動車関連産業がAICOスキームで低率関税メリットを享受しようとしたのが主因。その後、依然として高関税のマレーシア自動車関連の認可が増えた。

#### ③ASEAN—中国 FTA (ACFTA = ASEAN—China Free Trade Area)

ASEAN との経済関係の緊密化を目指す中国からの積極的なアプローチにより、2002 年 11 月に ASEAN - 中国経済連携協定が署名された。2003 年 10 月からアーリーハーベスト(早期関税引き下げ)として、タイとの間で農林水産物(HS 分類コード第 1 類~第 8 類)の関税下げが行われ、2004 年 1 月からはその他諸国(フィリピンは 2006 年 1 月から)との間でも農林水産物の関税下げが行われた。当該品目の関税率は 2006 年に 0%になっている。

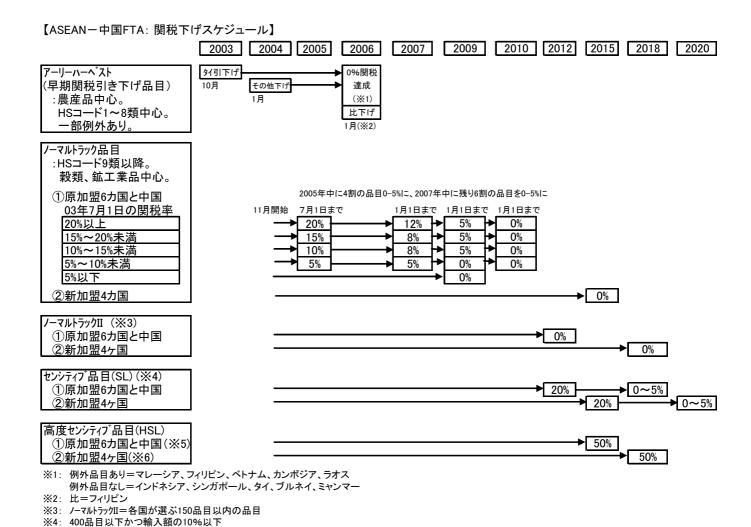
2010年1月には、ASEAN原加盟6カ国-中国間のノーマル・トラック品目の関税率が0%になった。

本協定の対象分野は、モノの貿易 (アーリーハーベストを含む)、サービス貿易、投資及び経済協力等を含む。

- A. ACFTAの設立は、中国及びASEAN原加盟6カ国(注 1)については2010年までに、新規ASEAN 加盟4カ国(注 2)については2015年までに実現(自由化を完了)する。
  - (注1)ASEAN原加盟6カ国:ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
  - (注2) 新規ASEAN加盟4カ国:カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム
- B. 関税の削減・撤廃の実施に当たっては、「通常分野 (ノーマル・トラック品目)」と慎重な対応が必要な「例外分野 (センシティブ品目[SL])」に分け、通常分野は2005年から段階的に自由化を開始する。
- C. モノやサービスに関する自由化措置を前倒しで実施するアーリーハーベストとして、農林水産品(HS分類コードの第1類~第8類:肉、魚介類、野菜、果物、酪農品など)の自由化を2004年1月1日までに先行実施する(ただし、アーリーハーベストからの例外品目や、HS第9類以降の品目をアーリーハーベストの対象に含める特別品目も一部存在する)。
- D. サービス分野は、相当な範囲を対象とした自由化を漸進的に行う。新たな規制は禁止。
- E. 投資の促進と、自由で透明な競争力ある投資ルールを目指し、投資規制の段階的緩和などを交渉。投資保護も規定。
- F. 中国はASEANのWTO非加盟国であるカンボジア、ラオス、ベトナムに最恵国待遇を与える。

## 関税引き下げのスケジュール

アーリーハーベスト対象品目については既に関税はゼロになっている。また、ノーマル・トラック品目も2005年に関税引き下げが開始されており、2007年にはさらに関税引き下げが実施された。自社の製品が関税引き下げ対象となっているノーマル・トラックに入っているかどうかは、http://www. aseansec. org/accfta tif/annex 1. zip で確認可能。



(出所) ASEAN中国包括的経済協力枠組み協定、JETRO資料を基に三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※8: 原産地規則はASEAN事務局ウエブサイトFTA協定文3-2(B) Annex3参照。Http://www.aseansec.org/16646.htm

※7: 各国のセンシティブ・品目リストはASEAN事務局ウエブサイトFTA協定文3-2(B) Annex2参照。Http://www.aseansec.org/16646.htm

その他の品目については、段階的に関税が下がるが、関税引き下げ時期の遅いセンシティブ品目や高度センシティブ品目が多いため、鉱工業製品に関税引き下げメリットが出る時期は多くの品目で数年後。また、高度センシティブ品目に指定されている場合は50%の高関税が維持される。センシティブ品目はhttp://www.aseansec.org/accftatif/annex2.zipで確認可能。

## アーリーハーベスト(早期関税引き下げ)品目

※5: 高度センシティフ・品目=センシティフ・品目の40%以下か100品目以内のいずれか少ない方 ※6: 高度センシティフ・品目=センシティフ・品目の40%以下か150品目以内のいずれか少ない方

アーリーハーベスト(早期関税引き下げ)品目となっているHSコード1~8類とは、穀類等を除く農林水産品。なお、国別に例外品目があり以下のサイトで確認できる。

http://www.aseansec.org/13197.htm

現地調達比率は40%以上

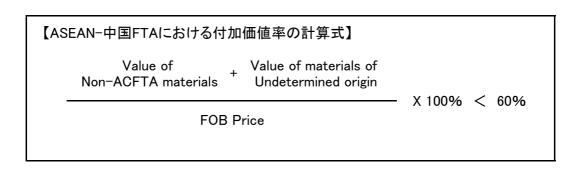
【ASEAN中国FTAのアーリー・ハーベストの対象となっているHSコード1-8類の品目(例外あり)】

		日本語	英語					
	類	分類	Chapter	Description				
	第1類	動物(生きているものに限る)	1	Live animals				
動物(生きている ものに限る)及び 動物性生産品	第2類	肉及び食用のくず肉	2	Meat and Edible Meat Offal				
	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他 の水棲無脊椎動物	3	Fish				
	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類  に該当しない食用の動物性生産品	4	Dairy Produce				
	第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	5	Other Animals Products				
植物性生産品	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん 茎、根その他これらに類する物品並びに 切花及び装飾用の葉	6	Live trees				
他物注土连印	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	7	Edible Vegetables				
	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果 皮並びにメロンの皮	8	Edible Fruits and Nuts				

(出所)ASEAN事務局ホームページおよび実行関税率表(日本関税協会)より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## 原産地規則(ROO: Rules of Origin)

ASEAN-中国FTAの対象品目となるためには「現地調達率 40%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。また、この 40%の付加価値はASEANおよび中国での付加価値の総額(=累積)で計算される。このため、ASEAN域内で 40%の付加価値が要求されるAFTA (ASEAN自由貿易地域)の規定より使い勝手がよいとの見方がされている。輸出にあたっては、輸出国政府の認証機関から認証を得て、原産地証明書「フォームE」を入手する必要がある。原産地規則の詳細(計算式や申請書類)については、http://www.aseansec.org/accfta tif/annex 3.zip ご参照。



## ASEAN-中国 FTA で仲介貿易が可能に

ASEAN、中国は ASEAN - 中国 FTA において仲介貿易を認める「ASEAN - 中国 FTA 第 2 物品貿易修正議定書」に 2010 年 11 月 2 日付で署名した。2011 年 1 月以降、準備の整った国から順次、適用可能となっている。仲介貿易は AFTA (ASEAN 自由貿易協定)では認められていたが、ASEAN - 中国 FTA では認められておらず、日系企業から導入が切望されていた。

#### A. 今回の修正議定書で定義されている仲介貿易

仲介貿易には、リインボイスとバックトゥバックがあるが、本議定書(原文)においては次のように規定されている。

## (a) リインボイス (第23条で規定)

The Customs Authority of the importing party shall accept a Certificate of Origin (Form E) in cases where the sales invoice is issued either by a company located in a third country or by an ACFTA exporter for the account of the said company, provided that the product meets the requirements of the Rules of Origin for the ACFTA. The third party invoice number should be indicated in Box 10 of the Certificate of Origin (Form E), the exporter and consignee must be located in the Parties and the copy of the third party invoice shall be attached to the Certificated of Origin (Form E) when presenting to the Customs Authority of the importing Party. (※注:下線は筆者が引いた)

## (b) バックトゥバック (第12条で規定)

バックトゥバックについては、ASEANー中国 FTA の域外の国では行えないと読める(=ASEAN、中国以外では不可)。従って、シンガポールでは行えるが日本や香港では行えない可能性がある。なお、ASEANー中国 FTA では、バックトゥバック用原産地証明書を Movement Certificate(MC)(=移動証明書)と呼んでいる。原文(第 12 条)は以下の通り。

- (a) The Issuing Authorities of the intermediate Party within the ACFTA may issue a <u>Movement Certificate (MC)</u>, if an application is made by the exporter while <u>the product is passing through the territory</u>, provided that:
  - (i) the importer of the intermediate Party and the exporter who applies for the MC in the intermediate Party are the same;
  - (ii) a valid original Certificate of Origin (Form E) issued by the first exporting Party is presented;
  - (iii) information on the MC includes the names of the Issuing Authorities of the Party which issued the original Certificate of Origin (Form E), date of issuance and reference number. The FOB value shall be the FOB value of the products exported from the intermediate Party; and
  - (iv) the total quantity of the products covered in the MC Does not exceed the total quantity of the products covered in the original Certificate of Origin (Form E).
- (b) In the case of China, the MC shall be issued by Customs Authority. In the case of ASEAN Member States, the MC shall be issued by the Issuing Authorities.
- (c) The validity of the MC shall have the same end-date as the original Certificate of Origin (Form E).
- (d) The product which is to be re-exported using MC shall be under control of the Customs Authority of the intermediate Party, excerpt for repacking and logistics activities consistent with Rule 8 of the Rules of Origin for the ACFTA.
- (e) The verification procedure in Rule 18 shall also apply to the MC. In particular, the Customs

Authority of the importing Party may request simultaneously the original exporting Party and the intermediate Party to provide information regarding the original Certificate of Origin (Form E) and the MC respectively, such as the first exporter, last exporter, reference number, description of the produces, country of origin and the port of discharge, within thirty (30) days form the date of receipt of the request as the case maybe. (※注:下線は筆者が引いた)

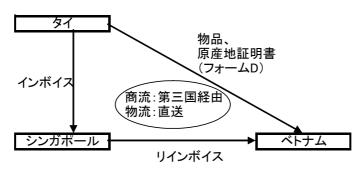
#### B. リインボイスとバックトゥバックについて

リインボイス、バックトゥバックといった3つの国を書類やモノが経由する輸出形態は、AFTAでは認められている。ASEANー中国FTAでは認められていなかったもの。

#### (a) リインボイス

生産国とは異なる第三国にある本社や地域統括会社などから、インボイスを発行する商流形態。 原産地証明書は生産国において発行され、モノは直送。アジアでいえば、地域統括会社が多いシンガポールや日本本社などからリインボイスが出されることが多い。

#### 【リインボイスの事例(AFTAのケース)】

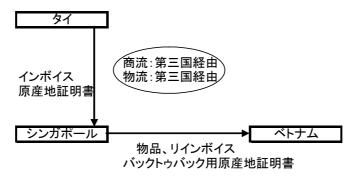


(出所)『FTA新時代』(椎野幸平・水野亮、ジェトロ)より 三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## (b) バックトゥバック

3 カ国以上が加盟する FTA で生じるもので、リインボイスに加えて、モノと原産地証明書も第三国 経由で輸出される形態。原産地証明書は生産国(マレーシアなどの締約国)が発行した証明書に基 づき、第三国(シンガポールなど)がバックトゥバック原産地証明書を発行する。

#### 【バックトゥバックの事例(AFTAのケース)】



(出所)『FTA新時代』(椎野幸平・水野亮、ジェトロ)より 三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## (ご参考) 仲介貿易を明示的に認めている FTA の協定文

以下のFTAでは、仲介貿易が明示的に認められている。

	FTA	条文	条文根拠				
リインボイス	日本・タイ	The customs authority of the importing Party may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.	Operational Procedures referred to in Chapter 2 (Trade in Goods) and Chapter 3 (Rules of Origin), Section 2 Rules of Origin, Rule 7				
	日本・マレーシア	The relevant authority of the importing Country may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued either by a natural person or legal person located in a third State, provided that the good qualifies as an originating good of the exporting Country.	Operational Procedures referred to in Chapter 3 (Rules of Origin), 1. Certificate of origin (COO), Rule 7				
	AFTA	Relevant Government authorities in the importing Member State shall accept Certificates of Origin (Form D) in cases where the sales invoice is issued either by a company located in a third country or by an ASEAN exporter for the account of the said company, provided that the product meets the requirements of the Chapter 3 of this agreement. (以下略)	Operational Certification Procedure for the rules of origin under chapter 3, Article 23				
バックトゥバック	AFTA	The issuing authority of the intermediate Member State may issue a back-to-back Certificate of Origin if an application is made by the exporter, provided that: (以下略)	Operational Certification Procedure for the rules of origin under chapter 3, Article 11				
	ASEAN•韓国	The issuing authority of the intermediate Party may issue a back-to-back Certificate of Origin, if an application is made by the exporter while the good is passing through its territory, provided that: (以下略)	Operational Certification Procedures for the rules of origin, Rule 7 2.				
	ASEAN·日本	Notwithstanding paragraph 5 of Rule 2, where an originating good, for which a CO (hereinafter referred to in this paragraph as "original CO") was issued by the competent governmental authority or its designees of the exporting Party, is to be exported from the importing Party to another Party, the competent governmental authority or its designees of the importing Party may issue a back-to-back CO as a new CO for the originating good, if a request is made by the exporter in the importing Party or its authorised agent with presentation of the valid original CO.	Operational Certification Procedures, Rule 3 4.  (a)				
	ASEAN・豪州・NZ	An Issuing Authority/Body of an intermediate Party shall issue a back-to-back Certificate of Origin, if an application is made by the exporter while the good is passing through that intermediate Party, provided that: (以下略)	Operational Certification Procedures, Rule 10				
	ASEAN・インド	the Issuing Authority of the intermediate Party may issue a back-to-back AIFTA Certificate of Origin if an application is made by the exporter of that Party while the product is passing through that Party's territory,	Operatonal Certification Procedures for the rules of origin for the ASEAN-INDIA free trade area(AIFTA) Article 11				

[資料]各FTA協定書から作成

(出所)『FTA 新時代』(椎野幸平・水野亮、ジェトロ) より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## ④ASEAN—日本 FTA (ASEAN—日本 EPA = AJCEP)

ASEAN と日本は、2003 年 10 月に FTA の枠組みに基本合意し、2005 年 4 月から交渉を開始した。2007 年 5 月、物品貿易について原則合意 (=大筋合意) した。2008 年 3 月 28 日、日本政府は閣議において「日本 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP: ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)」の署名に関する決定を行った。AJCEP により、日本は ASEAN からの輸入額の 90%を占める品目の関税を即時撤廃し、10 年以内にその比率を 93%まで引き上げる。ASEAN6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)については、日本からの輸入額および品目数の 90%以上について 10 年以内に関税撤廃する。

## A. AJCEP の概要

2009 年財務省貿易統計によると、日本の貿易相手国として、ASEAN 地域は中国に次いで第2位である。(1位中国2,322億米ドル、2位 ASEAN1,584億米ドル、3位米国1,527億米ドル)。また、貿易額も年々増加している。日本は ASEAN の個別国とは、二国間 EPA(経済連携協定)をシンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ベトナムと締結発効済み。

今回のAJCEPはASEAN地域全体(10ヵ国)との経済連携を強化することを狙ったもの。日系企業へのメリットとしては、二国間EPAでカバーされない貿易の自由化、日本及びASEAN地域における原産地規則の累積ルールの適用がある。AJCEPにおける物品貿易自由化は、以下の過程で進む。

- a. ASEAN 原加盟 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) においては、日本からの輸入額および品目数の 90%以上について、10 年以内に関税撤廃
- b. ベトナムは日本からの輸入額または品目数の 90%以上について 15 年以内に関税撤廃
- c. CLM (カンボジア、ラオス、ミャンマー) は、日本からの輸入額または品目数の 85% 以上について 18 年以内に関税撤廃
- d. 日本側は ASEAN 全体からの、
  - (a) 輸入額の 90%以上にあたる品目を協定発効後即時に関税撤廃
  - (b) 輸入額の 92%以上にあたる品目を 5 年以内に関税撤廃
  - (c) 輸入額の 93%以上にあたる品目を 10 年以内に関税撤廃

なお、今回の AJCEP における ASEAN 側の自由化率 (=関税削減撤廃品目の比率) は、日本と ASEAN 各国との二国間経済連携協定 (EPA) における自由化率 (90~99.9% [国によって異なる]) より低いため、品目によっては二国間 EPA のみで関税の削減、撤廃が行われるケースもある点には留意が必要である。

#### B. AJCEP のポイント

今回の AJCEP のポイントは以下の 3 点が挙げられる。

a. 原産地規則の累積ルールの適用

AJCEPでは日本及びASEAN域内における原産地規則の累積ルールが認められることから、原産品の認定を得やすくなり、日本及びASEAN域内における貿易の更なる活発化が期待できる。

AJCEP における原産地規則は、①全締約国(11ヵ国)に等しく適用される共通原産地規則方式、②一般原則として付加価値40%又は関税番号4桁変更(並存ルール)、③上記一般原則を適用しない品目については、その特性に応じて個別品目別規則を規定している。

原産地規則の累積ルールとは、締約国 A の原産品が締約国 B で生産される産品の材料として使用される場合に、その原産品が締約国 B の原産材料とみなされることをいう。今回の AJCEP には累積ルールがあることから、日本及び ASEAN で生み出された付加価値の合計が 40%を超えることで、原産品として認定されることが可能となる。

これにより、日本国内で生産する高付加価値の部品を用いた ASEAN 内での製品生産について、関税率削減のメリットを享受することが可能となる。

b. 後発 ASEAN 諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)まで含めた広域にわたる関税の撤廃

AJCEP では後発 ASEAN 諸国を含めて EPA が適用されるため、ASEAN 諸国内で日本との EPA が適用される国と適用されない国が混在することはない。

例えば、日本で高付加価値部品を生産し、ASEAN 域内で製品に加工して ASEAN 域内に

供給する生産ネットワーク構築が進展している電気・電子分野については、大部分の国で基本的に 10 年以内に関税が撤廃される。個別例では、薄型テレビは ASEAN7 ヵ国で 10 年以内に関税撤廃。薄型テレビモジュール(薄型テレビのパネルに部品を組み込んだもの)も ASEAN8 ヵ国で 10 年以内に関税撤廃(現行の関税率は表 3 ご参照)。また、日本製の自動車ノックダウン部品などを用いて組み立てられた完成車やエンジンなどが ASEAN 域内を低関税で流通することが見込まれる。

## c. 手続きコストの低減

これまで二国間 EPA では、同一品目を日本から ASEAN の複数の国に輸出する場合、それぞれの EPA に基づき日本商工会議所で原産地審査を行い、それぞれについて原産地証明書を取得する必要があった。AJCEP の場合、原産地審査で一度「日本製品」と認定されれば、ASEAN10 ヵ国すべての国で、特恵関税での輸出が可能となるなど、手続きコストの低減、簡素化が期待できる。

## 《ご参考》

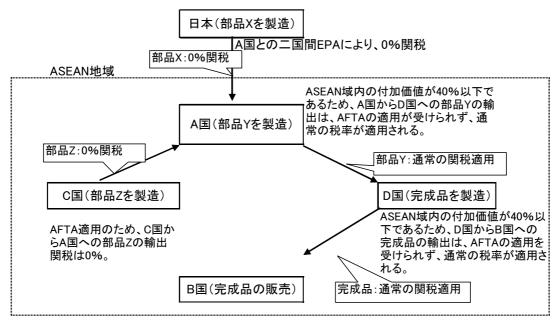
## 日本、ASEAN包括経済連携協定における原産地規制の累積ルール適用のメリット

## 《前提条件》

薄型テレビパネルを製造。日本での部品生産における付加価値が60%以上、C国から部品Zを調達し、A国で薄型パネルの部品Yを製造、D国にて組立、B国に完成品を輸出している。

## AJCEP締結前

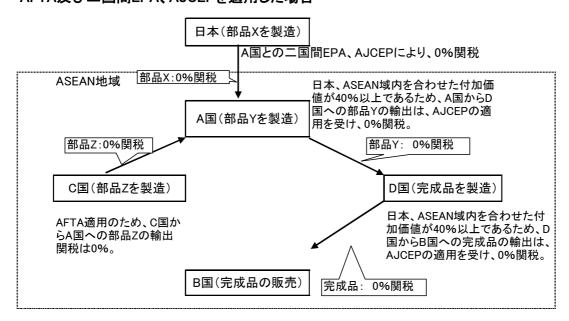
## AFTA及び二国間EPAのみ適用した場合



\*ASEAN域内での付加価値が40%未満の製品はAFTA(アセアン自由貿易地域)による関税撤廃の対象とならない。

## AJCEPの締結後

## AFTA及び二国間EPA、AJCEPを適用した場合



(出所)財務省ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

#### C. その他の AJCEP のポイント

- 投資およびサービスに関する自由化の取組み。
- ・ 知的財産分野・農林水産分野(違法伐採を含む)について、重要分野として協力を約束。
- ・ ASEAN 共通投資環境構想・・・ASEAN 地域統合の取組みについて投資家の評価視点を導入、 投資家の意見を反映させた政策立案プロセスの構築。
- ・ 国際物流競争カパートナーシップ・・・産業界ニーズに応じたソフト・ハードインフラ整備、 輸出入通関手続き効率化に向けた協力。
- ・ ASEAN ブランドプロジェクト(一村一品支援活動の応用)・・・CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) を中心とした ASEAN の中小企業および地場産業の競争力強化による国際市場への参入支援。

## ⑤ASEANーインド FTA

ASEAN とインドの FTA については 2003 年 10 月に枠組みで基本合意し、2006 年 1 月から関税 引き下げを開始する予定であったが、原産地規則について ASEAN 側が「付加価値ベースで 40% 以上」、インド側は「関税番号変更基準」を主張した他、関税率引き下げにより、ASEAN からインドへの「茶、コーヒー、コショウ、パーム・オイル」などの輸出が加速することでインド国内の農民が深刻なダメージを受けることが懸念されているのがネックとなり交渉が長期化した。

#### A. ASEAN インド FTA 締結

2008 年 8 月 13 日、ASEAN とインドは、バンコクでの経済閣僚会議開催時に、自由貿易協定 (FTA) に署名した。FTA は 2010 年 1 月 1 日に発効し、関税率の引き下げが始まった。2013 年 12 月 31 日にはインド、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイについて ASEAN・インド自由貿易圏が成立し、残りの ASEAN 諸国についても 2018 年 12 月 31 日に成立する。

B. 原産地規則 ~ローカルコンテンツ 35%以上+関税番号変更(6 桁)~

本協定では、関税コード対象となる 5,000 品目のうち 90%の品目がカバーされている。原産地規則(Rule of origin)については、「現地調達比率要件(ローカルコンテンツ)」と「関税番号変更要件(タリフジャンプ、HS コード 6 桁)」を同時に満たすことが必要条件となっている。現地調達比率要件は『35%』である。シンガポール・インド間の FTA(CECA)の 40%プラス関税番号変更要件と比べて緩やかな条件となっている。しかし、ASEANーインド FTA では、関税番号変更用件も同時に満たすことが必要なため、AFTA(=現地調達比率要件 40%)と比較すると、使いにくい FTA となっている。

## C. 関税引き下げ品目のグルーピング

## a. ノーマル・トラック

関税引き下げ品目のうち、関税率が段階的に 0%まで引き下げられるノーマル・トラックの1 と 2 に、品目数ベースで 80% (貿易額ベースで 75%) の品目が分類されている。

## b. センシティブ・トラック

関税率が段階的に 5%まで引き下げられるセンシティブ・トラックには 10%の品目が

分類されている。

c. スペシャル・トラック

ASEAN 加盟国にとって重要な輸出品である 5 つの品目(パーム・オイル[crude palmoilと refined palmoil]、コーヒー[coffee]、胡椒[pepper]、茶[tea])については別途、スペシャル・トラックでの関税引き下げスケジュールを設定している。

D. 関税引き下げスケジュールについて

前述の ASEAN 事務局のホームページから一部品目の関税引き下げスケジュールを以下の通り抜粋した。

自動車のように、関税率が下がらないものもあるが、かなりのスピードで関税率の低下 が進む品目もある。

														(%)	
HSコード 品目名	分類	2007 MFN	2010 1.1	2011	2012	2013	2014末	2014	2015 1.1	2016 1.1	2016末	2017 1.1	2018 1.1	2019	2019末
<u> </u>	刀块	IVIIIIV	1.1	1.1	1.1	1.1	20147	1.1	1.1	1.1	2010承	1.1	1.1	1.1	2013/
0203.12.00 ハム	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0207.24.00 鶏肉 (カットしていないもの)	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0406.30.00 プロセス・チーズ	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0709.20.00 アスパラガス	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1604.15.00 サバ	NT-2	30	25	20	15	13	13	11	8	5	0	0	0	0	0
3102.21 硫酸アンモニウム	NT-1	5	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7201.20.00 非合金銑鉄	NT-1	10	7.5	5	5	2.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8508.11.010 真空式掃除機 電池内蔵式のもの	NT-2	10	7.5	6	5	4	4	3	2	1	0	0	0	0	0
8508.11.090 真空式掃除機 その他のもの	NT-2	10	7.5	6	5	4	4	3	2	1	0	0	0	0	0
8509.40.10 食物用グラインダー、 食物用ミキサー	ST	10	9	8	7	7	7	6	6	5	5	5	5	5	5
8703.22等 自動車	EL	100	関税下	「げなし											
8711.30.10 スクーター エンジン250cc~500cc	ST	100	30	26	23	20	20	16	13	9	5	5	5	5	5
8711.30.20 オートバイ エンジン250cc~500cc	ST	100	30	26	23	20	20	16	13	9	5	5	5	5	5
9101.11.000 腕時計:機械式表示部 のみを有するもの	NT-1	10	7.5	5	5	2.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2.【関税引き下げの全体スケジュール】

衣2		
分類	対象国	関税引き下げ達成時期等
ノーマルトラック1(NT-1)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2013年末までに関税撤廃
※品目ベースで80%	インドとフィリピン	2018年末までに関税撤廃
	イ <u>ンドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム)</u>	
	インド側	2013年末までに関税撤廃
	CLMV側(カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム)	2018年末までに関税撤廃
ノーマルトラック2(NT-2)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2016年末までに関税撤廃
※品目ベースで10%	インドとフィリピン	2019年末までに関税撤廃
	イ <u>ンドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム)</u>	
	インド側	2016年末までに関税撤廃
	CLMV側(カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム)	2021年末までに関税撤廃
センシティブトラック(ST)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2016年末までに関税率を5%まで下げる
(関税率を5%まで引き下げる)	インドとフィリピン	2019年末までに関税率を5%まで下げる
	イ <u>ンドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム)</u>	
	インド側	2016年末までに関税率を5%まで下げる
	CLMV側(カンボジア、ラオス、ミヤンマー、ベトナム)	2021年末までに関税率を5%まで下げる
スペシャル・プロダクト(5品目)	後述。インド側の5品目	
高度センシティブリスト(HSL)	カテゴリー1:タイ、マレーシア、インドネシア	2019年末までに関税撤廃
(関税率を当初MFNの半分	カテゴリー2:フィリピン	2022年末までに関税撤廃
に下げる)	カテゴリー3:カンボジア、ベトナム	2024年末までに関税撤廃
例外品目(EL)	関税引き下げ対象とはしない。品目は毎年見直し	

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

表3.【インド	§3.【インド側のスペシャル5品目の関税引き下げスケジュール】 品目名 ┃ 2007 ┃ 8年の1月1日までに引き下げる関税率 ┃ 2007 ┃ 8年の1月1日までに引き下げる関税率 ┃														
品目名		2007			各年	-の1月1	日まで	こ引き下	げる関	兇率					
英語	品目名	MFN	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019.12.31		
CPO	パーム・オイル crude palm oil	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44	40	37.5		
RPO	パーム・オイル refined palm oil	90	86	82	78	74	70	66	62	58	54	50	45		
Coffee	コーヒー	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45		
Black Tea	紅茶	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45		
Pepper	胡椒	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52	51	50		

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

E. ASEAN-インド FTA に関するご質問と回答

以下は、ASEANーインドFTAに関連しよく質問を受ける項目と回答である。

- Q1. 当社のタイ工場における製造品目の関税引き下げスケジュールを確認したいので すが、どのようにすればよいでしょうか?
- A1. 貴社の製品の関税引き下げスケジュールは、以下のように確認できます。
  - (1) 貴社の製品のHSコード(関税コード)を確認します。本コードは輸出ご担当の部署の方等がご存知のケースが多いです。
  - (2) ASEAN事務局の以下のURLのホームページにアクセスします。

http://www.aseansec.org/22563.htm

(3) インド側の関税引き下げスケジュールを確認したい場合は、上記ホームペー

ジの一番下の「India to ASEAN 5 + CLMV」をクリックします。

- (4) PDFファイルが開きますので、そのPDFファイルの左から2番目のHSコードの欄を見て、自社の製品に該当するものの関税率引き下げスケジュールをチェックします。
- Q2. 原産地規則を満たすための条件に「関税番号変更要件 (タリフジャンプ)」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。
- A2. 関税番号変更要件とは、「原材料・部品の関税分類から最終製品の関税分類が一定以上変更されていれば最終製品を当該国の原産品と認めるもの」です。 今回の FTA では、at least change in sub-heading (CTSH) level とありますので、例えば、HS コードが、9401.71 のものについては、加工後は、これ以外の HS コードに分類されるものになる必要があります。
- F. ASEANーインド FTA に関する参考サイト ASEAN 事務局ホームページ

http://www.aseansec.org/22563.htm

インド政府 商工業省ホームページ

http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease\_detail.asp?id=2461

シンガポール政府 IE シンガポール・ホームページ

http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=19541

## ⑥ASEANーオーストラリア・ニュージーランド FTA(AANZFTA)

ASEAN とオーストラリア・ニュージーランドの間の FTA は、2009 年 2 月に署名し、2010 年 1 月に発効した。本 FTA はオーストラリアにとっては初めての多国間 FTA である。

参考サイト: オーストラリア政府ホームページ

http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html

ASEAN 事務局ホームページ

http://www.aseansec.org/22258.htm

## (2) シンガポール …FTA サイトは http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/FTA

シンガポールは、工業国であり関税率が低いことから、FTA 交渉が行いやすい立場にある。アジア 通貨危機後、ASEAN が経済的に地盤沈下することを恐れたシンガポールは、2000 年後半以降 ASEAN 域外の各国との二国間 FTA 交渉を積極化させている。

「シンガポールのFTAへの取組み】(その1) 除くAFTA

<u>【シンガポールのFTA</u>	への取締	組み】(その1)除〈AFTA
相手国・エリア		交渉進展状況
ニュージーランド	締結済	2000年11月 「ニュージーランド・シンガポール経済連携緊密化協定」(ANZSCEP)
		に署名。2001年1月発効。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
日本	締結済	2002年1月 「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」に署名。
		2002年11月発効。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)
		60%以上」と選択可。
欧州自由貿易連合	締結済	2002年2月 「EFTA・シンガポール協定(ESFTA)」に署名。
(EFTA) (※1)		2003年1月発効。
オーストラリア	締結済	2003年2月 「シンガポール・オーストラリアFTA(SAFTA)」に署名。
		2003年7月発効。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2003年5月 「米国・シンガポール自由貿易協定(USSFTA)」に署名。
		2004年1月発効。
		⇒シンガポールから米国への輸出品78.7%の関税を撤廃。4年以内に92%に拡大。
		米国からシンガポールへの全輸出品の関税を撤廃。
		⇒米国はシンガポールから米系金融機関への市場開放や医療用ガム解禁を引き出した。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%~60%以上(主にエレクトロ
		二クス製品)」、「関税番号変更基準」。
インド	締結済	2003年5月交渉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA)。
	11.44	⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。
		⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。
		2.407品目の関税を5割削減。
		2008年1月15日改定し関税引き下げ範囲拡大。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済	2003年3月共同研究を開始。2004年2月交渉開始。2006年3月発効。
	11.44	⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。
		⇒韓国は6,724品目、輸入額の59.7%の関税を即時撤廃。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。
ヨルダン	締結済	2003年6月交渉開始に合意。2005年8月締結。
	11.44	⇒ヨルダンは協定発効後10年以内にシンガポールからの輸入品97.5%の関税を撤廃、
		シンガポールはヨルダンからの全輸入品の関税を撤廃予定。
パナマ	締結済	2006年3月調印。2006年7月発効。
太平洋4カ国(※2)		環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)。
(TPP=Trans-Pacific	1.00	2006年5月ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。
Partnership Agreement)		2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。2008年9月米国が包括的参加交渉立ち
		上げを発表。2008年11月豪州、ペルーが交渉参加を表明。
ペルー	締結済	2006年2月交渉開始。2007年9月基本合意。2008年5月締結。2009年8月発効。
中国		2006年8月交渉開始。2008年10月調印。2009年1月発効。
-	1.11.11.11.11.11	⇒中国側は2010年1月1日時点で95%の品目の関税を撤廃。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
コスタリカ	締結済	2008年12月交渉開始。2010年4月6日署名。2011年上期発効予定。
	1.11.11.11.11.11	コスタリカは発効後即時90.6%の品目の関税を撤廃。
		※原産地規則は「現地調達比率35%以上」、または「関税番号6桁変更基準」。
湾岸協力会議(GCC)	交渉中	2006年11月交渉開始で合意。2008年12月調印。GCC諸国の批准待ち。
(※3)	'	1 1 1 1 1 1 1 1 3 3 1 3 1 3 1 3

- (出所)各種報道、シンガポール政府ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

- ※1. EFTA: スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェイ、アイスランド ※2. 太平洋4カ国(SEP): ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール ※3. GCC6カ国: アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート

#### 【シンガポールのFTAへの取組み】(その2)

	マン・八小正・フェーク							
相手国・エリア	交渉進展状況							
メキシコ	涉中 2000年7月交涉開始。							
カナダ	涉中 2002年1月交涉開始。2007年8月第8回交涉。							
スリランカ	- 2003年10月協議開始。包括的経済協力協定(CEPA)。							
バーレーン	渉中 2003年10月 2004年半ばの交渉開始で合意。							
エジプト	:涉中 <mark>2006年11月交涉開始。</mark>							
パキスタン	渉中 2004年4月シンガポール政府が協議開始の意向を示す。2005年8月交渉開始。							
ウクライナ	涉中 2007年5月交涉開始。							
モロッコ	渉中 2007年1月交渉開始で合意。							
EU	渉中 2009年12月交渉開始で合意。2010年3月交渉開始を発表。2011年6月第6回交渉。							

(出所)各種報道、シンガポール政府ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## ①シンガポールーインド FTA (CECA=Comprehensive Economic Cooperation Agreement)

シンガポール進出企業にとって、注目度の高い FTA はインドとの間の二国間 FTA である。本 FTA は 2005 年 8 月に発効した。シンガポールでは CECA(シーカ)と呼ばれている。モノの関税引き下げに加え、サービス貿易、投資、人の移動などもカバーされた協定となっている。本 FTA はインドが ASEAN の国と結んだ初めての FTA である。

#### A. 物品市場アクセス(モノの貿易)

シンガポール側は協定発効と同時に全品目の関税を撤廃した。新たにビールなど酒類 6 品目の関税率が 0%になった。

#### インド側は、

- a. アーリーハーベスト: 506 品目の関税を協定発効(2005 年 8 月 1 日)と同時に撤廃。
- b. 関税撤廃品目: 2005年8月1日から2009年4月1日の間に2,202品目の関税を撤廃。
- c. 関税削減品目:2005年8月1日から2009年4月1日の間に2,407品目の関税を5割 削減。
- d. ネガティブリスト:残りの6,551 品目は関税引き下げの対象外とする。

#### という対応を行った。

b. と c. の関税引き下げスケジュールは以下の表の通り。協定の Annex2A にインド側の関税引き下げ品目に関する記載がある。エレクトロニクス製品(HDD、LCD など)は多数 a. に入っているが、元々インド側の関税率が低い。化学品は、b. 、c. 、d. に含まれている。

詳細は下記、シンガポール政府ホームページご参照。①がP2-13、②がP14-78、③がP79-148、 ④がP149-に掲載されている。

http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebc35041914ff97/ceca\_annex2 a.pdf?MOD=AJPERES

【CECAにおけるインド側の関税引き下げスケジュール(引下げ比率)】

【OLON (2007) の「フト 例の 例が 近し トリン・フェール (カーリカー/2									
	2005年8月1日	2006年4月1日	2007年4月1日	2008年4月1日	2009年4月1日				
	から	から	から	から	から				
②関税撤廃品目 Phased Elimination List	10%	25%	50%	75%	100%				
③関税削減品目 Phased Reduction List	5%	10%	20%	35%	50%				

本協定における原産地規則は、①現地調達比率(ローカルコンテンツ)40%以上、②関税分類変更(タリフジャンプ)が HS コード 4 桁で行われていること、の 2 つの要件を満たすことが条件となっている。①については、直接計算方式、間接計算方式のどちらで計算してもよい。

【直接計算方式】Direct Method

締結国で調達 + 直接労務費 + 直接共通経費 + 利益 × 100

した材料費

FOB価格

【間接計算方式】Indirect Method

締結国以外で

調達した材料費 × 100

FOB価格

「OB価格

#### B. 投資

インド側は 22 項目 (製造業の大半) に該当する外国投資に、内国民待遇の供与と、外資 100% までの出資を認める。また、投資の保護を目的として、国家緊急時の保証、送金の自由、裁判を受ける権利等を定めた。シンガポール側の利点は、インドにおける規制が CECA によって固定され、今後の規制の変更による不利益をこうむるリスクがなくなったこと。

二重課税防止に関しては技術サービス、ロイヤリティーに対する源泉課税率の上限を一律 10%にすることを定めた。キャピタルゲインの課税、非課税についても、①インド国内の不動産の移転により生じた利益、②恒久的施設(事務所、工場、支店等)に付属する動産の移転により生じた利益、③船舶及び航空機の国際間の事業活動により生じた利益以外はシンガポールのみで課税されることとなった。事実上シンガポールにキャピタルゲイン課税は存在しないのでこれらについては実質無税となる。但し、シンガポール側の投資主体がペーパーカンパニー、投資を主たる業務とする場合は対象外となる。キャピタルゲイン課税が無税となる対象企業はシンガポール証券取引所(SGX)上場企業か、経費が年間 20 万シンガポール・ドル以上で、利益計上から 24 ヶ月経過していることが条件。

## C. シンガポールーインド FTA (CECA) の改定

2007年12月21日、シンガポール貿易産業相はインドとの包括経済協力協定(CECA)改定の正式合意文書に調印したと発表。2008年1月15日から関税引き下げ範囲を拡大した。今回の改定の関税引き下げでは、ベースメタル、機械製品・部品、化学製品、プラスチック、ゴム製品、繊維・繊維製品が対象となる。改定調印は、10月1日のCECA改定合意を受けてのものであり、シンガポールからインドへの輸出額のうち、引き下げ対象品目は、現行の62%から82%になった。

今回の改定は、シンガポール貿易産業省ピーター・オン事務次官がインド側代表とニューデリーで会合し、CECAのうち、モノに関する貿易において見直しを行ったもの。更なる相互貿易の拡大を目指して、539品目においてインド側の関税の引き下げ、撤廃を行う。

また、関税の引き下げ以外にも相互認証協定(MRA)を結んだ。インドからの医療用製品輸入時の二重検査業務を縮小し、電気通信機器、電気機器、電子装置の取引を円滑化、これらに関する専門家の移動を容易にした。

さらに、インドの銀行のシンガポールでのフルバンクライセンス取得を認め、シンガポール の銀行のインドでの業容拡大を推進する。

発表された関税引き下げスケジュールは、以下の通り。

- (a) リスト1の307品目については、2008年1月15日から2011年12月1日にかけて、5段階に分けて関税を撤廃する。主な品目対象は食品、ミネラルウォーター、オレイン酸等化学品、塗料、インク、ベースメタル、繊維および繊維製品等。
- (b) リスト2の97品目については、2008年1月15日から2015年12月1日にかけて、9段階に分けて関税を撤廃する。主な品目対象は、プラスチック製品、化学品、繊維および繊維製品、ヘッドホン、アンプ、オーディオ製品等。
- (c) リスト3の135品目については、2008年1月15日から2015年12月1日にかけて、9段階に分けて関税を5%に引き下げる。主な品目対象は、フェノール、ポリメチル等化学品、プロパンガス、殺虫剤、プラスチック製品、綿製品等。

下記に特に日系企業に影響がありそうな製品の関税引き下げスケジュールを挙げる。

#### リストロ

HS CODE	Description	MFN RATE					
113 CODE	Description	2007-08	2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1
29161590	オレイン酸	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
32081010	塗料	10.00%	8.00%	6.00%	4.00%	2.00%	0.00%
39121140	セルロース・アセテート	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
84091000	航空用エンジン	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%	0.00%
84571020	マシニングセンタ	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
84821012	ボールベアリング	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%

#### リスト2

7711 -											
HS CODE	Decemination	MFN RATE	Target Tariff Rate as on								
H3 CODE	Description	2007-08	2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1	2012.12.1	2013.12.1	2014.12.1	2015.12.1
32099090	ポリエチレン	5.00%	4.45%	3.90%	3.35%	2.80%	2.25%	1.70%	1.15%	0.60%	0.00%
39079990	ポリエステル	7.50%	6.67%	5.83%	5.00%	4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0.00%
39089010	ポリアミド	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%
84091000	ヘッドホン及びイヤホン	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%
84571020	可聴周波増幅器	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%

#### リスト3

HS CODE	Description MFN RATE		Target Tariff Rate as on								
113 CODE	Description	2007-08	2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1	2012.12.1	2013.12.1	2014.12.1	2015.12.1
38081092	殺虫剤	20.00%	18.33%	16.67%	15.00%	13.33%	11.67%	10.00%	8.33%	6.67%	5.00%
38170011	混合アルキルベンゼ ン及び混合アルキル ナフタレン		7.22%	6.94%	6.67%	6.39%	6.11%	5.83%	5.56%	5.28%	5.00%
84185000	冷蔵庫	7.50%	7.22%	6.94%	6.67%	6.39%	6.11%	5.83%	5.56%	5.28%	5.00%
85185000	電気式音響増幅装置	10.00%	9.44%	8.89%	8.33%	7.78%	7.22%	6.67%	6.11%	5.56%	5.00%

<u>日系企業への影響</u>…今回のCECAの改定では、インドに有力化学メーカーが存在する中、CECA締結時の関税優遇措置では極めて選別的であった化学品、インキ等の関税の撤廃、引き下げの範囲の拡大が盛り込まれている。特に化学品の一大生産拠点であるシンガポールには、日系化学メーカーも多数進出しており、シンガポールからインドへの輸出メリットは増加するとみられる。

## ②シンガポールー米国 FTA (USSFTA = US Singapore Free Trade Agreement)

シンガポールと米国のFTAは2004年1月発効した。米国にとってはASEAN加盟国との初めてのFTAである。本協定には、知的財産の保護、電子商取引についての取決めも含まれている。また、原産地規定について先進的な取決めがなされている。

関税引き下げスケジュールは、即時撤廃、2004-2008 年に 4 回に分けて引き下げ、2004-2012 年に 8 回に分けて引き下げ、2004-2014 年にかけて 10 回に分けて引き下げ、2014 年に撤廃、その他、に 分かれている。シンガポールから米国への輸出品の 78.7%で関税が撤廃される。この比率は 4 年以内に 92%に拡大される。また、米国からシンガポールへの全輸出品の関税が撤廃された。

本 FTA には、シンガポールを経由して米国に輸出される「IT 機器、医療機器」の合計 152 品目について、原産地国がシンガポールでなくとも米国側の関税を免除する「源泉統合計画 (ISI: Integrated Sourcing Initiative)」という制度が導入されている。ISI の対象となる品目については米国側での税関使用料 (MPF、税関申告額の 0.21%) も免除される。ISI の対象品目リストについては、以下のウェブサイトご参照。

http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebfe33427429367/FTA\_USSFTA\_Agreement\_Annex 3B.pdf?MOD=AJPERES

## ③シンガポールー中国 FTA

2008年10月23日、中国・シンガポール両国政府は、「中国・シンガポール二国間自由貿易協定 (CSFTA、以下、中国・シンガポールFTA)」に調印した。本協定は、2006年8月に交渉が開始され、8回の交渉を経て、2008年9月3日に基本合意がなされていたもの。

2009年1月1日に発効し、関税が引き下げられている。本協定の締結により、シンガポール企業は、 中国の国内マーケットへのアクセスが容易になった。

#### A. 本協定による物品関税の引き下げ

a. 中国側の関税引き下げ

今回の自由貿易協定締結により、中国側は、2009年1月1日時点でシンガポールからの輸入額の85%に当る品目の関税を撤廃。また、1年後の2010年1月1日時点では、シンガポールからの輸入額の95%の関税を撤廃。

この関税引き下げにより、シンガポールの石油化学産業、エレクトロニクス産業、食品 加工業などの製造業が中国への輸出機会が拡大した。

なお、中国側の関税引き下げスケジュールは、シンガポール政府ホームページ、<a href="http://www.fta.gov.sg/fta\_csfta.asp?hl=27">http://www.fta.gov.sg/fta\_csfta.asp?hl=27</a> にアクセスし、右下の0verview of China (CSFTAの Legal Textの Chapter 3 「Trade In Goods」のAnnex 1A: China's Tariff elimination scheduleを選択することで確認可能である。

#### b. シンガポール側の関税引き下げ

シンガポール側は 2009 年1月1日時点で全品目の関税を撤廃した。

c. 原産地規制 (ROO: Rules of Origin)

中国・シンガポールFTAの対象品目となるためには「現地での付加価値率 40%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。詳細については、シンガポール政府のホームページ、<a href="http://www.fta.gov.sg/fta\_csfta.asp?hl=27">http://www.fta.gov.sg/fta\_csfta.asp?hl=27</a> にアクセスし、右下の0verview of China(CSFTAの Legal Textの Chapter 4「Rules of Origin」を選択することで確認可能である。

国内で十分に材料・製品の内容が変更されたものについての取扱い(Product Specific Rules)については別途定める。

- B. 物品関税の引き下げにより予想される在シンガポール企業へのインパクト
  - a. シンガポールから中国への輸出取引

中国側の物品には、比較的関税率が高いものも存在しており、関税引き下げによるシンガポール企業のビジネスチャンスは拡大する。シンガポールを原産国とする製品が対象となるため、シンガポールで製造拠点を有し、かつ中国向けに製品を輸出する企業がその恩恵を享受できる。日系企業を含む外資系企業については、化学・エレクトロニクスなどの産業に属する企業がメリットを享受すると見られる。数は少ないが、シンガポールで食品を加工している企業についても原産地規制をクリアしている場合は、輸出機会の拡大が見込まれる。

また、「本協定」と「ASEAN・中国FTA」のFTAの2つのメリットを比較しながら、中国への輸出戦略を立案することが必要である。

b. 中国からシンガポールへの輸入取引 シンガポール側の関税は元々低いため、本協定による関税引き下げの影響は少ない。

④シンガポール-湾岸協力会議 (GCC) FTA ~シンガポール産品に対する湾岸協力会議諸国側の 関税免除対象は、地場輸出額ベースで現在の 10%から 99%に拡大~

2008年12月15日、シンガポール政府と中東の「湾岸協力会議(=GCC)※」は、「GCC・シンガポール自由貿易協定(GSFTA、以下、GCC・シンガポールFTA)」に調印した。本協定は、2年前の2007年1月に交渉が開始され、4回の交渉を経て、2008年1月31日に基本合意がなされていたものである。湾岸協力会議各国の国内批准作業を経て発効する。

※ 湾岸協力会議=バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の中東・ペルシャ湾の6カ国が加盟する地域経済協力機構。正式名称は、Cooperation Council for the Arab States of the Gulf(=GCC)。

シンガポールにとって湾岸協力会議諸国は、マレーシア、中国、米国、インドネシア、日本、香港に次ぐ、7番目に大きな貿易相手国である。シンガポールは、中東のヨルダンとは2004年にFTAを締結している。

#### A. 本協定による物品関税の引き下げ

a. 湾岸協力会議諸国側の関税引き下げ

現在、シンガポールから湾岸協力会議諸国への地場輸出額(※)の10%に当る品目の関税が無税となっている。今回の自由貿易協定発効後、関税撤廃対象となる品目は、現状のシンガポールからの地場輸出額の99%に拡大される。これは2007年の地場輸出額ベースで31億シンガポール・ドルに相当する。関税引き下げの詳細スケジュールは、まだ発表されていない。

- ※ 地場輸出=Domestic Export。シンガポールの輸出(Total Exports)のうち、荷を積み換えただけで輸出するものを再輸出(Re-Exports)という。輸出から再輸出を引いたものが地場輸出である。
  - b. シンガポール側の関税引き下げ

シンガポール側は、自由貿易協定発効後、湾岸協力会議諸国からの全ての輸入品について関税を撤廃する。

c. 原産地規則 (ROO: Rules of Origin)

GCC・シンガポール FTA の対象品目となるためには「現地での付加価値率 35%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。ASEAN と他国との FTA における原産地規則では「付加価値率 40%以上」が適用されるケースが多い。今回の FTA は、それより緩やかな規則となっている。

- B. 物品関税の引き下げにより予想される「在シンガポール企業へのインパクト」
  - a. シンガポールから湾岸協力会議諸国への輸出取引

関税引き下げにより、シンガポール企業が湾岸協力会議諸国に輸出するビジネスチャンスは拡大する。シンガポールを原産国とする製品が対象となるため、シンガポールで製造拠点を有し、かつ湾岸協力会議諸国向けに製品を輸出する企業がその恩恵を享受できる。

シンガポール政府は、「通信、電気製品、電子部品、化学、宝飾品、機械、鉄鋼製品の 輸出機会が拡大する」とみている。

シンガポールの調査分析機関にヒアリングしたところ「湾岸協力会議諸国が現在のシンガポールの地場輸出額の99%の関税を撤廃するインパクトは大きい。どのようなスケジュールで関税下げが進むかが注目される。湾岸協力会議諸国のうちシンガポールからの輸出額が最も大きいのはアラブ首長国連邦(UAE)向けで53億シンガポール・ドル、これにサウジアラビアの13億シンガポール・ドルが続く。日系企業でシンガポールにおいて、機械部品や化学品の製造、エンジニアリング関連事業を行っている企業には、今回のFTAのメリットが期待できるかもしれない。なお、サウジアラビアについては、シンガポールからの最大の輸出品目は、建設機械部品である。」との回答が得られた。

また、食品業界についても、シンガポールで生産し、湾岸協力会議諸国に輸出する機会が拡大すると見られている。今回のFTAには、イスラム教徒向け食品のハラル認定基準について、湾岸協力会議諸国がシンガポールの基準との調和を図ることが盛り込まれている。

## b. 湾岸協力会議諸国からシンガポールへの輸出取引

湾岸協力会議諸国からシンガポールへの輸出取引の94%は、石油および石油関連製品である。シンガポール側の関税は元々低いため、本協定による関税引き下げの影響は少ないとみられる。

## C. 外資規制の緩和

本 FTA 成立後、湾岸協力会議加盟国の一部は、シンガポール政府が要望している「建設サービス業、物流業、病院」セクターについて、外資規制を緩和する見込みである。

## (3) タイ

1999 年頃から各国との FTA の協議を開始したタイは、2001 年のタクシン政権誕生後、米国、中国、日本、インドなど大国との交渉を活発に行った。

インドとの FTA によるインド側の 82 品目の輸入関税引き下げにより、タイ進出日系製造業のインド向け輸出がエアコン等で拡大。これにより、インドータイ間の貿易収支は、これまでタイ側の貿易赤字だったが「貿易黒字に転じる」といった変化が現れた。

タイとインドの FTA 交渉は 2008 年内に調印されると見られていたが、インド側が石油製品、繊維製品を関税引き下げの例外品目にするように求めるなど難航して、ASEAN-インド FTA の方が先に締結された。今後は、タイ進出日系企業が ASEAN-インド FTA を活用してインドへの輸出増を目指す動きが活発化すると考えられる。

#### 【タイのFTAへの取組み】(その1)

【タイのFTAへの取組み	」(その	I)
相手国・エリア	交渉進	20,710
ラオス	締結済	1991年6月締結
オーストラリア	締結済	2002年8月交渉開始。2004年7月調印。2005年1月1日発効。
		⇒タイの輸出品5,055品目中49%は発効後即時関税0%に、残りのうち44%は2010年
		までに関税0%に。オーストラリアの輸出品6,108品目中83%は即時関税0%に、13%
		は2010年まで、4%は2015年までに関税0%に
		※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値基準)。
日本	締結済	2004年2月交渉開始。2005年9月基本合意。2007年4月署名。11月1日発効。
		⇒日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税を10年
		以内に撤廃。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
		40%以上」。
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)
		2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)
		⇒中国からタイへはりんごなど、タイから中国へはパイナップルなどの輸出が増加
		2010年中国とタイ、シンガポールなどASEAN6カ国との間でFTA完成予定
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
ニュージーランド	締結済	2004年6月交渉開始。2005年7月発効。
		⇒豪タイFTAがモデルとなった。
	_	※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率」も適用。
韓国(とASEAN)	締結済	2006年5月 ASEANと韓国はFTAを締結。物品の関税下げで合意した。
		⇒韓国側のコメの関税引き下げへの抵抗がネックとなりタイの署名は遅れた。
インド(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。
		⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準
		(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・		2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
ニュージーランド(CER)		2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。タイは3月発効。
(LASEAN)		(参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## 【タイのFTAへの取組み】(その2)

相手国・エリア	交渉進	展状汤	ļ						
インド	交渉中	20034	年10月枠組み交	渉終了。センシティブ品目	目の選定についてる	を渉継続中。			
		⇒200	⇒2004年9月から82品目を先行開放。2004年9月50%、2005年9月75%、2006年9月						
		100	100%関税率引下げ済。(品目名、別紙ご参照)						
		⇒201	0年までに関税	散廃予定であったが交渉	難航中。				
		※ア-	ーリーハーベスト	82品目の原産地規則は「	関税番号変更基準	集」または「現地調道	主		
		比图	率(=累積付加値	面値基準)40%以上」の2つ	つ。「現地調達比率	」のみの品目もある	5.		
バーレーン	交渉中	2002	年12月枠組協定	締結。					
		⇒200	5年1月までに62	26品目の関税を0~3%に	引き下げ予定だっ	たが未実施。			
		201	0年までに関税を	を完全撤廃。					
ペルー	交渉中	2002	年12月交渉開始	。2003年10月枠組み協定	2締結。				
		⇒709	%の品目につい	て先行関税下げを実施。					
チリ			年10月交渉開始						
米国	交渉中			開始で合意。2004年6月3					
		⇒米[	国とASEANとのF	TA交渉はシンガポールl	こ次いで二カ国目。	1			
タイ、インド、ミヤンマー	交渉中			合意。2005年12月に200		関税下げに合意。			
バングラディシュ、				ガティブリストに指定可能					
スリランカ、ブータン、				ァーストトラックに指定す	る。				
ネパール(BIMSTEC		20174		易圏形成を完了。	_		7		
= Bay of Bengal			【ファースト・トラック】	玉		廃時期	ļ		
Initiative for Multi					DC国向け	LDC国向け	ļ		
Sectral, Technical				インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日	ļ		
and Economic				ハングラディシュ、ブータン	2011年6月30日	2009年6月30日			
Cooperation)				ミヤンマー、ネハ゜ール(LDC国)		<u> </u>	ļ		
			【ノーマル・トラック】	国		放廃時期 ■	ļ		
					DC国向け ·	LDC国向け	ļ		
				イント、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日		ļ		
				ハンクブラディシュ、ブータン	2017年6月30日	2015年6月30日			
		=¥ 4m.		ミヤンマー、ネハ°ール(LDC国)			l		
ᅈᄴᅌᅭᅈᇦᇾᄼ	大准士			//www.bimstec.org/PDF/	'Protocol_to_agreer	ment.pdf			
欧州自由貿易連合	父渉屮	20053	年10月協議開始	0					
(EFTA:アイスラント <sup>*</sup> 等4カ国)	# 🗆 🎞 🚓	0007		タフ 大連会の物語中					
パキスタン	共同研究	2007年9月共同研究終了。交渉前の協議中。							

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## ①日本ータイ経済連携協定 (JTEPA)

2007年4月3日、安倍首相とタイのスラユット暫定首相は、日タイ経済連携協定(JTEPA)に署名した。2007年11月1日発効。輸出額ベースで、日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税が10年以内に撤廃される。日本からタイへの輸出では、完成車・自動車部品・鉄鋼製品など、タイから日本への輸出では、熱帯果実(マンゴー、ドリアンなど)・骨なし鶏肉などの関税率が下がる。本協定の対象分野は、モノの貿易、サービス貿易、投資等を含む。

## A. 物品市場アクセス (モノの貿易)

## a. 鉱工業製品

日タイとも鉱工業品のほぼ全品目について10年以内に関税撤廃

(タイ:約97%、日本:約100%関税撤廃

[※日本側は全体で約92%、鉱工業品については約100%の関税を撤廃する])

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

## ア、自動車・自動車部品

• 自動車部品 (日本からタイへの自動車部品の輸出額は約3,000億円。これは全品目の輸出額の約 12%に相当する)

全ての品目について例外なく関税撤廃。原則協定発効5年後までに関税撤廃。

## 【タイ側の自動車部品の関税率】

	協定発効後5年間	6年目以降
現行税率20%超	20%	0%
現行税率20%以下	現行税率維持	0%

一部エンジン・エンジン部品等5品目に限っては、協定発効7年後までに撤廃 (7年間は現行関税率維持)。

## • 完成車

3,000cc超については、初年度から段階的に5%ずつ関税を引き下げ。関税率は80%から60%に低下する。その上で、その後の更なる自由化と2010年代半ばのあるべき関税撤廃について2009年に協議を行う。3,000cc以下についても協定発効後5年後に自由化の協議を行う。

## イ. 鉄鋼

全ての鉄鋼製品について例外なく10年後に関税撤廃。

- -日本からの輸出量の約50%(182万トン)について即時関税撤廃。
- 熱延鋼板:日本からの輸出の約6割について、初年度から関税撤廃又は無税枠を設定。 その他の品目については現行関税率を維持し10年後に関税撤廃。
- 熱延鋼板以外: 一部品目の関税を即時撤廃。それ以外の品目についても、それぞれ5年後、6年後、9年後、10年後に関税撤廃。

## ウ、電気・電子製品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

## 工. 化学品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

「日本側」については、ほぼ全品目について即時関税撤廃。

## b. 農林水産品

「日本側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

## ア. 鶏肉・鶏肉調整品

鶏肉(骨なし)の関税を11.9%から5年で8.5%に削減。鶏肉調整品の関税を6.0%から 5年で3.0%に削減。

- イ. えび・えび調整品 ⇒ 即時関税撤廃。
- ウ. まぐろ缶詰 ⇒ 5年で関税撤廃。

## 工. 熱帯果実

- ・ライチ、マンゴー、パパイヤ、ドリアン等 ⇒ 即時関税撤廃。
- ・バナナ ⇒ 関税割当(枠内税率無税:1年目4,000トン⇒5年目8,000トン)。
- ・パインアップル (重量の小さいもの) ⇒ 関税割当 (枠内税率無税:1年目100トン⇒5年目300トン)。
- オ. でん粉誘導体 ⇒ 関税割当(枠内税率無税枠200,000トン)。
- カ. 糖みつ ⇒ 関税割当(枠内税率半減:3年目4,000トン⇒4年目5,000トン)。

│「タイ側」 の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

日本側の輸出関心品目(りんご、なし、ながいも等)⇒関税撤廃(即時又は数年)。

c. 原産地規則 (=品目別規則)

以下のサイトで参照可能。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

## B. サービス

タイ側が、製造業関連サービスの自由化を行う。対象となる範囲は3年後に見直す。 製造業関連サービスについて、以下の分野の規制を緩和する。

a. 卸·小売

タイで生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業が取り扱う場合は、日本資本を75%まで認める。上記に加えて自動車に関しては、日本で生産されたものを扱うことができる。

b. 修理・メンテナンス

タイ及び日本で生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業が取り扱う場合には、日本資本を60%まで認める。

c. ロジスティックス

日本資本の51%以下の出資を認める。

d. 広告サービス

日本資本の50%以下の出資を認める。

## C. 投資

- a. 投資家対国の紛争処理手続きに加えて、内国民待遇や投資と引き換えに現地調達要求などを課すことを禁止することを条文化。
- b. タイ側は、日本の投資家を最重要視するとの姿勢を政治宣言で明確化するとともに、 原則全ての製造業を対象に、今後規制的な政策を導入しない旨を政治宣言で表明。
- c. 投資協定に基づく待遇を投資家が享受するために必要な資格 (Certificate of Approval for Protection)、いわゆるC. A. P. に関して、タイ側は日本の投資家に適用しない(※)。

※当該制度の撤廃はタイ側にとって初めての試み

d. 投資環境に対する透明性や法的安定性の確保のための具体的な方法を規定。

## D. 人の移動

- a. タイ側の措置
  - ア. 商用査証 (Bビザ) 取得者に対して、90日までの滞在許可と労働許可の付与を保障(1年までの延長可) 【即時実施】
    - ⇒【現在の問題点】数ヵ月程度の短期滞在では、労働許可証が発給されにくい(現行制度では、長期滞在以外は想定していない)。
  - イ. 商用査証申請に際して労働許可の雇用者代理申請を不要とするとともに、労働許可 の雇用者代理申請に際しても査証申請書類の提出を不要とする。【即時実施】
    - ⇒【現在の問題点】商用ビザ(Bビザ)申請に際しては労働許可事前申請が義務付けられ、労働許可事前申請の際にはBビザ取得が義務付けられていた。このような制度間の矛盾により、渡航手続きが非常に難しい状況になっている。
  - ウ. 300万バーツ以上の投資企業(事実上ほとんど全ての日系企業)の企業内転勤者であれば、査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターの利用が可能となる。

## 【即時実施】

- ⇒【現在の問題点】査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターは便利な制度であるが、利用できるのはBOI奨励企業に限定されている。
- エ. 15日以内の短期商用滞在者は、労働局に届出を行うことによって、労働許可証取得は必要とされない。この届出手続きの簡素化(FAXによる申請を認めるなど)を検討。【協定発効後1年以内に結論】
- オ. 労働許可証発給基準の緩和を検討。【協定発効後2年以内に結論】
  - ⇒【現在の問題点】労働許可証発給基準が厳しい。(投資金額に比例した枠。外国人の上限が10名など)
- カ. 日本人の在留許可発給条件の緩和
  - ・タイ人雇用義務の緩和を検討。【協定発効後3年以内に結論】
  - ・最低月収要件を6万バーツ/月から5万バーツ/月に緩和。【即時実施】
  - ⇒【現在の問題点】在留許可発給が厳しい。(ア)タイ人雇用義務(日本人1名に対しタイ人 4名の雇用)、(イ)最低月収として6万バーツ/月が必要

## b. 日本側の措置

タイ人調理人の入国・就労条件を緩和。タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング、タイ語の指導員の入国と就労を認める。スパ・セラピストや介護福祉士に関しては、2年以内に結論を出すよう協議。

## E. 基準認証/相互承認(電気製品)

電気製品について、輸出国の適合性評価機関が輸入国の基準・手続(※)に基づいて行う適合性評価の結果を輸入国が受け入れることを規定。適合性評価手続きに要するコスト削減・期間短縮を通じ、電気製品の貿易円滑化を図る。

※日本側「電気用品安全法」、タイ側「工業製品標準法」

## F. 知的財産保護

タイにおける企業活動の基盤となる知的財産保護制度を構築。制度強化のための協議には 民間部門からの参加も可能にする。

## G. 二国間協力

- a. 「世界の台所」プロジェクト推進
- ・ジェトロとタイ国立食品研究所等の連携により、タイフードのマーケティング促進、 高付加価値商品の開発、タイ食品関連企業の日本への投資促進等を実施。
- b. 日タイ「鉄鋼産業協力プログラム」
- ・日タイ鉄鋼関連業界の参画を得て、タイ鉄鋼業の基盤強化、環境技術の強化、現場 技術者の技能向上等を実施。
- c. 「自動車人材育成機関」プロジェクト
- ・日タイ両国政府機関・業界団体と連携して、タイの自動車人材の育成のため、専門 家の派遣等の協力事業を実施。
- d. エネルギー
- ・タイに進出している日系企業は、エネルギー効率に関する自主行動計画を策定する と共に、地場企業に技術を移転。
- ・日本政府は、省エネルギーに関する専門知識をタイ政府と共有し、タイ政府の省エネ制度構築に関する取り組みを支援する。
- e. 価値創造経済
- ・経済活性化につながる新たな経済モデルを探求。
- ・従来から実施している「一村一品運動」等に加え、「価値創造」の仕組みの研究、「知 的資産」の分析と測定、地域経済分析手法の開発を実施。
- f. 官民パートナーシップ
- ・インフラ整備に係る官民連携の拡大のため、政策対話を実施。
- g. 繊維及び繊維製品に関する協力
- ・日タイ両国政府は、タイ繊維製品の販売促進、日系企業のタイへの投資促進、タイ 繊維産業の技術力強化等を図り、両国産業間の協力を奨励する。
- h. その他、中小企業、情報通信技術、貿易投資促進、科学技術・エネルギー・環境等分野での協力を実施。

	<b>労励とにおける初品巾場アクセス</b>	2007				2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	備考
①鉱工業品					20.0								Win - 3
[タイ側]													
自動車部品	関税率20%超の品目	20	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0	
	関税率20%以下の品目	現行関	税率維	挂持(6年	目以降	撤廃)	0	0	0	0	0	0	
	一部エンジン・エンジン部品等5品目	現行関	税率維	持(7年	後まで	に撤廃	)	0	0	0	0	0	
完成車	3,000cc超の乗用車	80	75	70	65	60	_	_	_	-	_	_	09年に以後の関税率を協議
	3,000cc以下の乗用車		月税率					_	_	_	_	_	12年に以後の関税率を協議
鉄鋼	熱延鋼板	日本な	からの	輸出の	約6割	を初年	度から	関税撤	焼又(	は無税	枠設定	2	
		現行關	関税率	維持								0	2017年に関税撤廃
	熱延鋼板以外(一部品目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	関税を即時撤廃
	熱延鋼板以外(それ以外の品目						に撤廃	Ē)				0	
電気·電子製品				以内								0	
化学品		例外な	よく10年	以内	こ関税	撤廃						0	
[日本側]	1		n = 1/2 14/										
ほぼ全品目		即時間	<b>月税撤</b>	廃	0	0	0	0	0	0	0	0	
②農林水産品分野													
[日本側]													
鶏肉(骨なし)		11.9					8.5						
鶏肉調整品		6					3						
えび・えび調整品		即時間	<b>月税撤</b>	廃	0	0	0	0	0	0	0	0	
まぐろ缶詰		5年後	関税推	效廃			0	0	0	0	0	0	
熱帯果実	ライチ、マンゴー、ハ゜ハ゜イヤ、ト゛リアン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	関税を即時撤廃
	バナナ					枠:1年							
	パインアップル(重量の小さいもの)					忰:1年			年目3	00トン	)		
でん粉誘導体						<u> </u>							
糖みつ		関税割	引当(枠	内税率	<b>三半減</b>	3年目	4,000h	`ン⇒4	年目5,	000トン	<b>'</b> )		
[タイ側]		DD 41/4 [4											
りんご、なし、ながいも	·等	関税指	敞廃(即	時又に	<b>大数年</b> )	1							

<sup>(</sup>出所)日本政府資料を基に三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【日本ータイ経済連携協定における物品市場アクセス・関税引き下げ日程】

## ②タイーオーストラリア FTA

タイとオーストラリアの二国間FTAは、2005年1月に発効した、タイの輸出品5,055品目中49%が発効後即時関税0%に、残りのうち44%は2010年までに関税0%になる。オーストラリアの輸出品6,108品目中83%は即時関税0%に、13%は2010年までに、残り4%は2015年までに関税0%になる。

タイ・オーストラリアFTAにおいては、自動車や家電製品の関税率下げが行われたため、日系 自動車メーカーや家電メーカーによるタイからオーストラリアへの輸出が拡大するなど、日系 企業のタイでの生産拡大につながっている他、ASEAN内での生産体制検討やASEAN・オーストラ リア間の商流変化といった影響が出ている。

農産品等については、今後、関税率が段階的に下がる予定であり、これらの関税率推移は、ホームページ(http://www.thaifta.com/english/index\_eng.html)で確認が可能。例えば、「骨なし牛肉(HSコード:020103)」をオーストラリアから輸入する際のタイ側の関税率推移は以下の通り。

【タイ・オーストラリアFTAにおける、タイ側の骨なし牛肉(HSコード020103)の関税率推移】												(%)				
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
関税率	40.00	37.33	34.67	32.00	29.33	26.67	24.00	21.33	18.67	16.00	13.33	10.67	8.00	5.33	2.67	0.00

FTA 発効後、タイから豪州への自動車や電気電子製品の輸出が増加したことにより、タイの対豪州 貿易黒字は 2006 年に約 18 億米ドル、2007 年には約 20 億米ドルに拡大している。これを受けて豪州 は、タイに乳製品(バター等)、牛肉、果物(キウイ、ぶどう等)の市場開放を求める方針。

<sup>※</sup>スケジュールは今年秋に経済連携協定が締結されたケースを想定している。

<sup>※</sup>引き下げスケジュールは、1年目(2007年の表示)は協定発効の日から翌3月31日まで、2年目は4月1日から翌3月31日まで、以下同様の期間となる。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_asean/thailand/kyotei.html の附属書1の3ページで確認可能。

## (4) マレーシア

マレーシア政府は、2006 年 6 月に初の FTA を日本と締結した。現在、米国、豪州等と交渉中。マレーシア政府は、先進国との FTA 締結により自国の関税下げを行うことでのメリットの有無を慎重に検討している模様。

また、途上国との FTA 交渉も開始しており、パキスタンとの間では、2006 年 1 月からアーリーハーベストが実施されており、2012 年までに各種品目の関税引き下げも行われる。2011 年 7 月にはインドとの FTA が発効した。インド市場を狙う日系企業に注目される FTA である。ニュージーランドとの FTA も発効している。

#### 【マレーシアのFTAへの取組み】(その1)

<u>【マレーシアのFTA</u>	<u>Aへの取</u>	
相手国・エリア		交渉進展状況
日本	締結済	2004年1月交渉開始。2005年5月基本合意。
		2007年7月発効。
		⇒日本の鉱工業品の関税は実質上全て即時撤廃。
		⇒マレーシア側の関税率引下げについては後述。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
		40%以上」。
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。
		2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。
		2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
パキスタン	締結済	2004年10月交渉開始で合意。2007年11月調印。
		⇒2006年1月アーリーハーベストによる関税引き下げ開始。
		・パキスタン側は125品目対象(木材製品、ゴム、化学品、電気製品等)
		・マレーシア側は114品目対象(繊維製品、果物等)
		⇒2012年までにマレーシアは関税分類品目数の74.5%の関税を撤廃。
		⇒2012年までにパキスタンは関税分類品目数の43.2%の関税を撤廃。
		詳細 http://www.commerce.gov.pk/PMEHP.asp ご参照。
インド(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。
		⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目を分類。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号
		変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。
ニュージーランド	締結済	2005年3月交渉開始で合意。2009年10月調印。2010年8月発効。
		⇒関税率は2016年までに段階的に引き下げられる。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号
		変更基準(4桁または6桁)。
		詳細 http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-
	444144	Agreements/Malaysia/index.php ご参照。
オーストラリア・		2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
ニュージーランド		2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。
(CER)(¿ASEAN)		詳細 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html
チリース・エンドルのより		2006年11月交渉開始で合意。2010年11月調印。
環太平洋戦略的	交渉中	2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。
経済連携協定		2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉
(TPP)		立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。
		2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

#### 【マレーシアのFTAへの取組み】(その2)

	1 1077	
相手国・エリア		交渉進展状況
オーストラリア	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。
		⇒基本合意目指し交渉中。2010年10月第8回会合。
インド	交渉中	2004年12月交渉開始で合意。2005年1月作業部会設置で合意。
		2008年2月交渉開始。
米国	交渉中	2006年6月交渉開始。マレーシアがTPPに参加することになったため交渉中止。
トルコ	交渉中	2010年5月交渉開始。早期の合意目指す。
EU	交渉中	2010年12月交渉開始。2011年7月第4回交渉。
韓国	交渉中	2004年8月共同研究開始で合意。
シリア	研究中	2007年7月予備調査実施で合意。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## ①日本ーマレーシア経済連携協定 (JMEPA)

2006年6月、日本・マレーシアの両国政府は二国間自由貿易協定(FTA)を含む経済連携協定(EPA)に署名。7月13日に発効した。合意内容は外務省、合意概要については経済産業省のホームページで参照可能。自動車・自動車部品、鉄鋼などの関税が10年程度で撤廃されていく。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_asean/malaysia/kyotei/index.html)

(http://www.meti.go.jp/press/20051213003/4-fta-set.pdf)

## 【日マ経済連携協定の概要(物品市場アクセスに関する合意)】

①鉱工業品全体	
日本・マレーシアとも、ほぼ全品目の	)関税を協定発効から10年以内に撤廃
鉱工業品:マレーシア側	
自動車・同部品 ・CKD部品は即	時撤廃。CKD以外の自動車部品は、2008年に0~5%まで
引き下げ、2010	0年までに撤廃。
-2,000cc以上3,	000cc以下の乗用車、3,000cc超のMPV、20トン超のトラック、
バスは2010年	までに段階的に撤廃。
-3,000cc超の乗	用車は2008年に0~5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。
	ての完成車は2015年までに段階的撤廃。
鉄鋼・実質的に全て	の鉄鋼製品について10年以内に関税撤廃。
熱延鋼板、冷延鋼板、表面処	理鋼板等   10年以内に関税撤廃(一部の熱延鋼板を除く)。
棒鋼、線材、パイプ等	7年以内に関税撤廃。
ステンレス	5年以内に関税撤廃。
	EPAの枠内で制度化。
	:は、自動車用鋼板、家電用鋼板、製缶用ブリキ等、用途が 💎 📗
	、マレーシア国内では供給できない製品について、日本か
	る鉄鋼製品を対象に、数量の上限を設けずに関税を賦課し
ない(無税)と	
	『施により、協定発効当初から、日本から供給される鉄鋼
	<b>È品目が、無税扱いで輸入できることとなる。</b>
	目について10年以内に関税撤廃。
	目を相互に即時撤廃。
	目について10年以内に関税撤廃。
鉱工業品:日本側	
	税は、実質上全て即時撤廃される。
②農林水産品	
農林水産品:日本側	her a special to the second se
┃ ┃・熱帯果実であるマンゴ、ドリアン	
┃ ┃・バナナについて年1000トンの無	税輸入枠を設定する。

(出所)「日マレーシア経済連携協定(概要)」2005年12月経済産業省、各種報道より 三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

注. CKD…完全ノックダウン車。組み立て車

【日本ーマレーシア経済連	携協定	におけ	るマレー	<u>−シア</u> 側	の自動	<u>,車関連</u>	<b>関税引</b>	<u> き下げ</u>	スケジ	ュール】	
品目	2005	2006 (発効後)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
3,000cc超の乗用車	50%	35%	20%	0-5%	0-5%	関税 撤廃					
2,000cc以上、3,000cc以 下の乗用車	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					
3,000cc超のMPV、20トン 超のトラック、バス	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					
上記以外の全ての完成 車	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃
CKD部品	50%	関税 撤廃									
CKD以外の自動車部品	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					

(出所) 経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

#### ②マレーシアーパキスタン経済緊密化連携協定(CEPA)

2007年11月8日、ラフィダ国際貿易産業相はパキスタンとの自由貿易協定(FTA)を軸とする経済緊密化連携協定(MPCEPA)を調印したことを明らかにした。2012年までにマレーシア側は関税分類品目数の74.5%、パキスタン側は関税分類品目数の43.2%の輸入品目について関税を撤廃する予定。来年1月から関税削減を開始する。今回の協定は2ヵ国間の投資、貿易の促進、双方の経済、産業協力の出発点になることが期待される。また、マレーシアとの連携協定締結によりパキスタン企業のマレーシア企業との関係強化も見込まれている。

#### A. 経済緊密化連携協定の概要

本協定の対象は物品やサービスなどの貿易だけでなく、技術協力や知的財産権の保護も含む。 2012 年までにマレーシアは関税分類品目数の 74.5%の輸入関税を撤廃。残りの品目のうち 18%については 5 年から 7 年かけて関税率を削減する。一方、パキスタンは 2012 年までに関税分類品目数の 43.2%の輸入関税を撤廃し、その他 41.3%に関しても 5 年から 7 年かけて関税率を削減する。マレーシアからパキスタンへの主要輸出品目は①パーム・オイル、②化学品、③電機電子製品、④機械部品、⑤繊維製品である。

## B. 関税引き下げスケジュール

パキスタン側はパーム・オイル 7 品目を特恵マージンのマージン拡大により実質減税をする。主たる化学品は 2014 年までに 5%まで関税を引き下げられる。電機機器関連では、例えば TV (TV Set) はセンシティブ・トラック (ST3) に該当し、現在の関税率 25%が 2010 年には 20%に引き下げられる。海老、マグロ等の魚介類、マンゴー、パパイヤ等のフルーツについても、早いものは 2009年には関税撤廃、2012年までには大部分の品目の関税が撤廃される。主な繊維製品も 2011年までに関税を 20%に下げる。しかし、車両、車両部品は、現行税率を維持し、2009年に再度見直される予定となっている。

原産地規則は、①関税番号変更、②現地調達比率を併用。現地調達比率については、40%以上。 詳細は下記ホームページに品目別の関税削減スケジュールが掲載されているので、別紙記載の一

## 覧表と合わせてご参照。

http://www.miti.gov.my/ekpweb/application?origin=publishedcontents.jsp&event=bea.portal.framework.internal.refresh&pageid=miti&subpageid=contentdetails&section=content&global=yes&\_cat=C2tESazF2oA1376&0.
319996149347432040.27152256107030960.26115281290603276&\_cont=EPB0000814088&0.7630794714944246&\_type=FULL&0.9548739584436574&0.076146244476617J

## C. サービス

マレーシア側は国際通貨を使用して営業するパキスタンの銀行に対して、イスラム銀行およびイスラム保険(タカフル)のライセンスを与える。また、保険会社代理店の設立を認める。パキスタン側は、最大 60%の外資出資を認める。また、マレーシア資本の現地法人について、マレーシア人の1社当り労働ビザ数に制限を設けない。

## D. 投資

今回の協定では内国民待遇、最恵国待遇(MFN)を通して、2 カ国間の投資を容易にするための枠組みを設ける。2006年のマレーシアからパキスタンへの投資額は6億51百万リンギット。主な投資分野は発電、不動産開発、建設、通信、パーム油加工、石油探査等であった。

## E. 技術協力、能力開発

建築分野に関する技能、専門的技術を共有する。また、医療分野でも歯科、薬品、介護について、研修のための講師、スタッフへのサポートを通じて協力する。2 カ国間の共同事業としては、共同観光事業の促進、電子通信機器分野の人材開発や通信機器製造を計画している。

# 関税引き下げスケジュール(毎年1月1日より適用) [マレーシア、パキスタン両国とも]

## ファースト・トラック(FT)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
30%以上	15%	0	0	0	0	0	0	0
20%以上30%未満	10%	0	0	0	0	0	0	0
10%以上20%未満	5%	0	0	0	0	0	0	0
5%以上10%未満	5%	0	0	0	0	0	0	0
5%未満	0	0	0	0	0	0	0	0

#### ノーマル・トラック(NT)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
30%以上	25%	15%	10%	5%	0	0	0	0
20%以上30%未満	20%	15%	10%	5%	0	0	0	0
10%以上20%未満	15%	10%	5%	5%	0	0	0	0
5%以上10%未満	5%	5%	5%	5%	0	0	0	0
5%未満	現行税	率通り	0	0	0	0	0	0

## センシティブ・トラック(ST1)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
30%以上	25%	10%	10%	5%	5%	5%	5%	5%
20%以上30%未満	20%	10%	10%	5%	5%	5%	5%	5%
10%以上20%未満	15%	10%	10%	5%	5%	5%	5%	5%
*10%以上20%未満	15%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	5%
5%以上10%未満	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

<sup>\*</sup>パキスタン側の輸入関税率

#### センシティブ・トラック(ST2)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
20%以上	20%	20%	20%	15%	15%	15%	15%	10%
10%以上20%未満	15%	15%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

#### センシティブトラック(ST3)

	2008	2009	2010	2011	2012
50%以上	40%	30%	25%	25%	20%
40%以上50%未満	35%	30%	25%	25%	20%
30%以上40%未満	25%	25%	20%	20%	20%
20%以上30%未満	25%	25%	20%	20%	20%

<sup>\*</sup>パキスタン側の14品目については2009年に20%に引き下げられる。

## 特恵マージン(MoP)T1

	<u>/ I I                                 </u>			
	2008	2009	2010	2011
特恵マージン	5%	10%	15%	20%

## 特恵マージン(MoP)T2

	2008	2009	2010
関税分類品目 1511 10 00 1511 90 00 1511 90 20 1511 90 30 1511 90 90 1513 21 00 1513 29 00	10%	10%	15%
1513 11 00 1513 19 00	10%	10%	10%

<sup>\*</sup>特恵マージン=先進国が発展途上国から輸入するときに、関税率を通常よりも低くした特恵関税を設定することにより途上国が受益する「関税の差」。つまり、特恵マージンは一般関税から特恵関税を差し引いたもの。

(出所)マレーシア通産省ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

<sup>\*</sup>特恵マージン(MoP)対象品目の関税率については、①「最恵国待遇利率(MFN)-MoP」、②「2008年1月時点のMFN関税率」のいずれか低い方が適用される。

## ③マレーシアーニュージーランド FTA

2009 年 10 月 26 日、マレーシアはニュージーランドとの二国間 FTA に調印した。本協定により、ニュージーランドからマレーシアへの輸出品の 99.5%の関税率が今後 7 年で(=2016 年に)ゼロになる。本協定によりニュージーランドからの輸出増が見込まれる品目は、キウイ (現在の関税率 15%が 2012 年にゼロに)、肉、ウール、魚、牛乳などである。

## 参照サイト:

http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-Agreements/Malaysia/index.php

#### ④マレーシアーインド包括的経済協力協定 (MICECA)

2011 年 7 月 1 日、マレーシア・インド間で自由貿易協定(FTA)を含む包括的経済協力協定 (MICECA = Malaysia India Comprehensive Economic Cooperation Agreement)が発効した。本協定は2010年10月締結に合意し、2011年2月調印されていたもの。

本協定には、物品の関税率引き下げを目的とした自由貿易協定の他、サービス貿易、投資、経済協力の各分野における両国経済関係深化のための取り決めが盛り込まれている。

マレーシアの結んだ二国間 FTA としては、日本、ニュージーランド、パキスタン、チリに続く 5つ目となる。協定の全文は、以下の URL から参照可能。

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section\_54ce4f96-c0a8156f-2af82af8-6735df31&curpage=tt

## A. 物品関税引き下げのための原産地規則(R00)

物品関税引き下げのための原産地規則は「『原産地調達率35%以上の達成、かつ、関税分類コード6 桁基準において関税分類コードが変更されていること』または、『品目別の原産地規則を満たすこと』」とされている。これはASEAN-インドFTAと同様の基準である。

詳細については、前述の URL から MICECA Agreement を選択し、11 ページご参照。

## B. 物品関税率の引き下げスケジュール

MICECAにおいては、2019年までに物品関税の引き下げが行われる。関税引き下げスケジュールは以下の通り。

ノーマルトラック、センシティブ品目について ASEAN インド間の FTA よりも関税引き下げの 時期が 3~6 ヵ月早くなっている。また、インド側はパーム油の関税引き下げの時期を 1 年早め ている他、パーム油 3 製品を関税引き下げ対象製品に加えている。

【MICECAにおける関税引き下げのスケジュール】

区分	概要	備考
除外品目 (Exclusion List)	インド側: 1,225品目 マレーシア側: 838品目	関税引き下げから除外される品目数は、ASEAN・インド間のFTAに比べて減少している。ASEAN・インド間FTAにおける除外品目数は次の通り。インド側:1,298品目、マレーシア側:898品目。
ノーマルトラック1 (Normal Track 1)	2013年9月30日までに関税撤廃	ASEAN・インド間のFTAに比べ3ヵ月早く関税撤廃 を達成。
ノーマルトラック2 (Normal Track 2)	2016年6月30日までに関税撤廃	ASEAN・インド間のFTAに比べ6ヵ月早く関税撤廃 を達成。
センシティブ品目 (Sensitive Track)	2016年6月30日までに5%まで関税引き下げ	ASEAN・インド間のFTAに比べ6ヵ月早く関税引き 下げを達成。
パーム油 (Refined Palm Oil)	2018年12月31日までに45%までインド 側の関税引き下げ	ASEAN・インド間のFTAに比べて1年早く関税引き 下げを達成。
パーム油製品 (3 Palm Oil Product)	2018年12月31日までに45%までインド 側の関税引き下げ	当該3製品はASEAN・インド間のFTAでは、関税引き下げ対象品目になっていない。
【マレーシアのみ】 高度センシティブ品目 (Highly Sensitive List)	1. 関税率50%超のものの関税率を 2018年12月31日までに50%に引き下 げ	
	2. 関税率50以下のものの関税率を 2018年12月31日までに、(1)50%、また は(2)25%に引き下げ	
【インドのみ】 特別品目 (Special Products)	関税率を2018年12月31日に37.5~ 50%まで段階的に引き下げ	
【インドのみ】 スペシャルトラック (Special Track)	4~7年間で関税率を5~20%まで段階 的に引き下げ	

(出所)マレーシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

# C. インド側の関税引き下げスケジュールの例

インド側の関税引き下げスケジュールの一例を以下に記載する。詳細については、前述の URL ご参照。

【MICECAによるインド側の関税引き下げスケジュールの例】

関税コード	品目名	関税引き下げ時期(各年の1月1日より)と関税率(%)							
	m = 1	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
0306.12	ロブスター Lobsters	20	10	0	0	0	0	0	0
0705.11	キャベツ Cabbage lettuce	20	10	0	0	0	0	0	0
1604.15	サバ Mackerel	20	15	13	13	11	8	5	0
3823.11	ステアリン酸 Stearic Acid (Crude)	15	13	12	12	10	8	6	5
8205.1	ドリル (Drilling threading or tapping tools)	5	5	2.5	0	0	0	0	0
8415.10.10	スプリット型エアコン (Airconditioning machines [split system]	8	7	7	7	6	6	5	5
8516.40.00	電気アイロン (Electric smoothing irons)	8	7	7	7	6	6	5	5
8708.40	ギアボックス (Gearboxes and parts)	5	5	2.5	0	0	0	0	0
8711.30.10	スクーター (Scooter)	26	23	20	20	16	13	9	5
8711.30.20	オートバイ(250cc~500cc) (Motor-cycles)	26	23	20	20	16	13	9	5

(出所)マレーシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

# 《参考サイト》

マレーシア政府ホームページ (MICECA FAQs)

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.article.Article\_36eeebfb-c0a81 56f-34c634c6-3f0b107b

## (5) インドネシア

インドネシア政府は、これまで AFTA による ASEAN 内の関税引き下げを進めてきた。最近になり、 日本との FTA 締結に続き、オーストラリアとの FTA の研究を開始している。

ASEAN-中国 FTA の関税率が 2010 年 1 月からさらに引き下げられ、インドネシア国内に安価な中国製品の輸入が増大したことにインドネシアの産業界は危機感を持っている。

#### 【インドネシアのFTAへの取組み】

【インドネシアのFT	Aへの月	
相手国・エリア		交渉進展状況
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。
		2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。
		2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
		2005年12月基本合意。 2006年5月関税引下げ品目で合意。
		2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミヤンマーとの間で発効。
		フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。
		⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に
		引き下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。
		(参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。
		(参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
日本	締結済	2005年6月交渉開始で合意。2007年8月調印。2008年7月1日発効。
		インドネシアにとって初の二国間FTA。
		⇒日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
		40%以上」。
日本(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。
		⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。
		⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。
		ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。
		⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミヤンマーで発効。2009年1月1日
		ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。
		※原産地規則は原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更
		基準(4桁)」。
		※原産地規則の累積ルールが適用される。
インド(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。
		⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準
		(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
ニュージーランド		2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。インドネシアは批准待ち。
(CER)(\(\mathbb{L}\)ASEAN)		(参照サイト=豪州政府ホームページ:http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)
エジプト		2010年1月交渉入りで合意。
韓国		2011年2月交渉入りで合意。
EFTA		2010年7月交渉開始を宣言。
インド		2005年8月共同研究開始で合意。
オーストラリア	研究中	2007年6月共同研究開始で合意。共同研究終了。2010年3月交渉入りで合意。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## 【日本ーインドネシア経済連携協定の概要】

~日本側93%、インドネシア側90%の品目の関税を協定発効から10年以内に撤廃~

①鉱工業品全体					
鉱工業品:インドネシア(	則				
自動車•同部品	(現行関税率:0~60%)				
	·完成車:3,000cc超自動車(現行関税率45、60%)				
	⇒2012年までに関税撤廃				
	・その他完成車(含バス・トラック)(現行関税率5~60%)				
	⇒大部分は2016年までに5%以下に関税撤廃・削減				
	•自動車部品(0~60%)				
	⇒CKD(※)を始めとして、大部分は2012年までに関税撤廃				
	※現地組立て用の完成車の全部品一式				
鉄鋼	_(現行関税率:0~20%)				
	・自動車・同部品、電気・電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる				
	高級鋼材				
	⇒関税(5~20%)の不適用措置(特定用途免税制度)				
電気·電子製品 (現行関税率:0~15%)					
	・即時撤廃、或いは大部分が2010年までに段階的に関税撤廃				
鉱工業品:日本側					
・ほぼ全ての鉱工業	品の関税を即時に撤廃。				

2	農林水産品	
農	林水産品:日本側	
	熱帯果実	・生鮮バナナ⇒関税割当:年間1,000t(10%、20%⇒0%)
		・生鮮パインアップル(900g未満)
		⇒関税割当:段階的に割当数量を増やし、5年目には、年間300t(17%⇒0%)
	林産物(合板を除く)	⇒即時関税撤廃(0~6%⇒0%)
	えび、えび調整品	⇒即時関税撤廃(15.3%⇒0%)
	ソルビトール	·関税割当:年間25,000t(枠内税率 3.4%)
	(菓子、佃煮等に	・枠外税率の削減(7年間で17%⇒12%)
	使う甘味料)	
農	林水産品:インドネシブ	ア側
	温带果実	⇒即時関税撤廃
		(ぶどう[5%⇒0%]、りんご[5%⇒0%]、かき[5%⇒0%]など)

その他: 当初2年間に1,000名のインドネシア人看護師と介護士が日本に来ることができるようになる。

(出所)「日インドネシア経済連携協定署名」2007年8月外務省資料、各種報道等より 三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## (6) ベトナム

2007 年 1 月に WTO に加盟したベトナムは、これまで AFTA による ASEAN 域内諸国との間での関税引き下げを進めてきたが、現在、ASEAN と中国、ASEAN と韓国、また、ASEAN と日本、との間で関税引き下げが行われていることから、これら諸国との関税率引き下げについても留意する必要が出てきている。また、日本はベトナムとの間で二国間 FTA を締結している。ベトナム政府は TPP の次に貿易黒字である EU との FTA 交渉に力を入れる方針。

#### 【ベトナムのFTAへの取組み】

【ペトナムのFTAへ 知手国・エリマ	リカスが正	交涉進展状況
相手国・エリア	<b>6</b> + 6+ 1+	
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。
		2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。
		2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
		40%以上」。
韓国(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
		2005年12月基本合意。2006年5月関税引き下げ品目で合意。
		2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミヤンマーとの間で発効。
		フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。
		⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に
		引き下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。
		(参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。
		(参照サイト=ASEAN事務局ホームページ:http://www.aseansec.org/akfta.htm)
日本(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。
		⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。
		⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。
		ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。
		⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミヤンマーで発効。2009年1月1日
		ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。
		※原産地規則は原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更
		基準(4桁)]。
		※原産地規則の累積ルールが適用される。
日本(と二国間)	締結済	2007年1月交渉開始。2008年12月署名。2009年10月発効。
		2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効予定。
121 (2/102/11)	4-0-4-0-1	⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準
		(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。
ニュージーランド	·····································	2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。
(CER)(¿ASEAN)		(参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)
チリ	締結済	2011年11月締結。
EU		2010年3月交渉開始で合意。
環太平洋戦略的		2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。
経済連携協定		2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉
(TPP)		立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。
		2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。
 韓国	研空落	2011年12月共同研究完了。2012年から交渉開始予定。
++==	ᄢᄱ	トーベートードート/1/八円例 元ル 1 。 ピッ゚にキャッス/火団和『た。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

①**日本一ベトナム経済連携協定(JVEPA)** ~ベトナムは日本からの現在の輸入額の 88%に当る品目の関税を 10 年間で無税に~

2008年12月25日、中曽根外務大臣とベトナムのホアン商工大臣は、日本・ベトナムの二国間経済連携協定に署名した。両国内批准作業を経て2009年10月1日に発効した。

本協定締結後、ベトナムは、日本からの現在の輸入額の88%に当る品目の関税を協定発効後10年間で無税にする。16年間で約93%の品目が無税になる。また、日本はベトナムからの輸入額の約95%に当る品目の関税を10年間で無税にする。両国合計では、往復貿易額の約92%の品目について協定発効後10年間で関税が撤廃される。

# A. 本協定による物品関税の引き下げ

#### a. ベトナム側の物品関税引き下げ

ベトナム側が関税を引き下げる主要な日本側の関心品目は以下の通り。なお、個別品目の関税引き下げスケジュールは次のサイトで確認できる。

( <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_asean/vietnam/jyobun.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_asean/vietnam/jyobun.html</a>より、「附属書一、第十六条に関する表」を参照。)

# 【ベトナム側の市場アクセス改善】

# (1) 鉱工業分野

	±)		
分野	品目	現行関税率	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	10-20%	10年間で関税撤廃
	ボルト・ナット		5年間(一部は10年間)で関税撤廃
	エンジン・エンジン部品	3-20%	10-15年間で関税撤廃
	ブレーキ	10%	10-15年間で関税撤廃
鉄鋼	熱延鋼板	0%	現行関税率で固定
	冷延鋼板	3-7%	15年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5-12%	10年間で関税撤廃
電気電子	カラーテレビ	40%	8年間で関税撤廃
	フラットパネル、DVD部品	3%	2年間で関税撤廃
	デジタルカメラ	10%	4年間で関税撤廃

## (2) 農林水産分野

/J		
品目	現行関税率	交渉の結果
切花	30%	協定発効時に関税撤廃
りんご	20%	10年間で関税撤廃
なし	25%	10年間で関税撤廃
みかん	30%	10年間で関税撤廃
太平洋さけ	30%	10年間で関税撤廃

(出所)外務省資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部情報戦略グループ作成

## b. 日本側の関税引き下げ

日本側が物品関税を引き下げる主要な品目でベトナム側が関心を持つ項目は以下の通り。

# 【日本側の市場アクセス改善】

## (1) 鉱工業分野

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃。

#### (2) 農林水産分野

<u>(4) 辰怀小连</u>	/J ±}						
分野	交渉の結果(カッコ内は現行関税率 [一般特恵税率を含む])						
農産品	・ドリアン(2.5%)、オクラ(3%)は即時関税撤廃						
	・冷凍ほうれん草(6%)、ピーマン(3%)は5年で関税撤廃						
	・スイートコーン(6%)、カレー調整品(3.6%)は7年間で関税撤廃						
・煎ったコーヒー(10%)、緑茶(17%)は15年間で関税撤廃							
	・天然はちみつ(25.5%)は関税割当を設定(域内税率を12.8%とする。また、その枠については、1年目の100トンから毎年5トンずつ拡大し、11年目及びそれ以降は150トンとする。)						
林産品	・(合板等をのぞく)林産品(0-6%)は、即時~10年で関税撤廃						
水産品	・えび(1-2%)及びえび調製品(3.2-5.3%)は即時関税撤廃						
	<ul><li>・冷凍たこ(5%)及び冷凍たちうお(3.5%)は5年間で関税撤廃</li></ul>						

(出所)外務省資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部情報戦略グループ作成

## c. 原産地規則 (ROO: Rules of Origin)

日本・ベトナム経済連携協定の対象品目となるためには、「完全生産品」、「原産材料のみから生産された産品」または、「実質的変更が行われた産品(例. 輸入材料を用い日本で40%以上の付加価値が加えられた機械類等)」の基準を満たす必要がある。ASEANと他国とのFTAにおける原産地規則では「付加価値率40%以上」の基準が適用されるケースが多く、今回の原産地規則は、これと同等の水準である。

## ②韓国-ASEAN FTA

韓国ーASEAN 間の FTA におけるノーマル・トラック品目(※)のベトナム側の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

※ベトナム側の品目は、ノーマル・トラック品目、センシティブ品目、高度センシティブ品目に分類されている。

【韓国-ASFAN間のFTAにおけるベトナム側のノーマルトラック品目関税引き下げスケジュール】

	3]0/1 1/1/1	1317.0 1	ノム別の	1771 2	///m///	りかりてし	11/1///	- ///
発効時点関税 率(=X)	2006	2007	2008	2009	2011	2013	2015	2016
X≧60%	60	50	40	30	20	15	10	0
40% <x≦60%< td=""><td>45</td><td>40</td><td>35</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td>0</td></x≦60%<>	45	40	35	25	20	15	10	0
35% <x≦40%< td=""><td>35</td><td>30</td><td>30</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦40%<>	35	30	30	20	15	10	0-5	0
30% <x≦35%< td=""><td>30</td><td>30</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦35%<>	30	30	25	20	15	10	0-5	0
25% <x≦30%< td=""><td>25</td><td>25</td><td>20</td><td>20</td><td>10</td><td>7</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦30%<>	25	25	20	20	10	7	0-5	0
20% <x≦25%< td=""><td>20</td><td>20</td><td>15</td><td>15</td><td>10</td><td>7</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦25%<>	20	20	15	15	10	7	0-5	0
15% <x≦20%< td=""><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>10</td><td>7</td><td>5</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦20%<>	15	15	15	10	7	5	0-5	0
10% <x≦15%< td=""><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>8</td><td>5</td><td>0-5</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦15%<>	10	10	10	8	5	0-5	0-5	0
7% <x≦10%< td=""><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>5</td><td>0-5</td><td>0-5</td><td>0</td></x≦10%<>	7	7	7	7	5	0-5	0-5	0
5% <x≦7%< td=""><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>0-5</td><td>0</td><td>0</td></x≦7%<>	5	5	5	5	5	0-5	0	0
X<5%	当初関税率を適用 0						0	

(出所) ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

http://www.aseansec.org/akfta.htm

※各年について、当該年の1月2日から翌年の1月1日まで上記関税率が適用される。

## (7) インド

インドは南アジア 7 カ国間で 1995 年「南アジア特恵貿易協定(SAPTA)」を締結したが品目が限定されており効果は限られていた。このため新たに「南アジア自由貿易地域(SAFTA)」を創設した。

また、中国が ASEAN に FTA 攻勢をかけていることに対抗し、「インド・ASEAN 間 FTA」の交渉を開始、2010 年 1 月発効。2010 年 1 月にタイ、マレーシア、シンガポールとの間で発効、6 月にベトナムとの間で発効している。段階的に関税率を 0%に引き下げるノーマル・トラック品目に 80%の品目が分類された。本 FTA の発効により、ASEAN 進出日系企業のインド向け輸出機会が拡大することが期待されている。

ASEAN の個別国 FTA としては、シンガポール・マレーシアと FTA を締結、タイとも交渉中である。タイとの FTA では早期関税引き下げ品目として 82 品目が設定されている。これには両国進出日系企業の生産品目(ベアリング、TV 関連製品、冷蔵庫、エアコンなど)が含まれており、両国進出企業に輸出拡大の機会が広がっている(品目名別掲)。

日本との FTA は 2011 年 8 月発効。韓国との FTA は 2010 年 1 月に発効している。

#### 【インドのFTAへの取組み】その1

相手国・エリア	751-(0)	交渉進展状況
ネパール	締結済	1991年12月発効。ネパールからインドへの輸入品関税を免除。インドからネパールへの
		輸出品関税は不変。
南アジア7カ国(SAPTA)	締結済	1995年12月7日発効。
ハ゛ンク゛ラテ゛ィシュ、ブ・ータン、		名称:「南アジア特恵貿易協定」(SAPTA)
インド、モルジブ、ネパ゚ール、		⇒91年のスリランカの提案により南アジア6カ国(SAARC)で結成。
ハ゜キスタン、スリランカ		各国の譲許的関税適用品目が限定されており効果は限定的。
スリランカ	締結済	2001年12月15日発効。
		⇒インド産業界の反発によりスリランカの主要輸出品である衣料品、紅茶の関税が完全
		には撤廃されず。
南アジア7カ国(SAFTA)	締結済	2004年1月のSAARC首脳会議で創設に合意。2006年1月発効。
バングラディシュ、		名称:「南アジア自由貿易地域」(SAFTA=South Asian Free Trade Area)
ブータン、インド、		⇒SAPTAが不完全だったのを補う。2006年7月から関税引き下げ実施。
モルジブ、ネパール、		⇒2007年末までにインド、パキスタン、スリランカが例外品目(=センシティブ品目)を
パキスタン、		除き関税率を20%以下に引き下げ。域内開発途上国(LDCs [Least Developed
スリランカ		Contracting States]=バングラディシュ、ブータン、モルジブ、ネパール)が30%以下に
		引き下げる。
		⇒関税率0~5%への引き下げ時期は、インド、パキスタンは2012年末。スリランカ2013年
		末、域内開発途上国(LDCs)は2015年末。
		⇒原産地規則は、①関税番号変更、②現地調達比率を併用。現地調達比率については、
		インド、パキスタン、スリランカが40%以上、域内開発途上国(LDCs)が30%以上。
		⇒インドは例外品目に農産品、繊維製品、化学品など数百品目を指定している。
		(参照サイト= http://www.saarc-sec.org/main.php?t=2.1.6)
シンガポール		2003年5月交涉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA)
		⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。
		⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。
		2,407品目の関税を5割削減。
		2007年12月CECA改定文書に調印。インド側が追加539品目の関税引き下げ、撤廃を実施。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
メルコスール(※1)		2004年1月締結。特恵関税をインド側450品目、メルコスール側452品目に適用。
チリ		2007年8月発効。インド側178品目、チリ側296品目の関税を10~50%引き下げ。
ASEAN		2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。
		⇒2010年1月タイ、マレーシア、シンガポール発効。2010年6月ベトナム発効。
		⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準
		(6桁)」を同時に満たすこと。
		(参照サイト= http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease_detail.asp?id=2461)
		(参照サイト= http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=19541) に銀行国際企画部情報戦略ダループ作成

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

#### 【インドのFTAへの取組み】その2

【イントのFIAへの取組	み』ての	2		去 ::	<u> Т. УП</u>									
相手国・エリア	A-L A-L 3-L			交涉進展										
韓国	締結済			2009年8月7日署名。201										
				うち金額ベースで74.5%の										
		※原	産地規則は「現り	也調達比率(=累積付加値	亜値比率)35%以₋	上」と「関税番号変頭	更基準							
			桁)」を同時に満											
日本	締結済	2007	年1月交渉開始。	2010年10月25日経済連	携協定締結で正式	<b>忧</b> 合意。								
		2011:	年8月発効。											
		⇒日:	本からの輸入の	約90%の品目の関税を10	0年で撤廃。									
		※原	産地規則は原則	、「『関税番号変更基準(	6桁[=CTH])』と『3	現地調達比率(=昇	<b>累積付加</b>							
		価	値比率)35%』を	同時に満たすこと」となっ	ている。									
		(参照	引サイト: http://	/www.mofa.go.jp/mofaj/ga	aiko/fta/j india/jyo	obun.html)								
マレーシア	締結済	_		で合意。2011年7月発効。										
				産地調達率35%以上の			において							
			関税分類コードが変更されていること』または、『品目別の原産地規則を満たすこと』」											
タイ	交渉中		003年10月枠組み交渉終了。センシティブ品目の選定について交渉継続中。											
	]		⇒2004年9月から82品目を先行開放。2004年9月50%、2005年9月75%、2006年9月											
				「げ済。(品目名、別紙ご										
				撤廃予定であったが交渉										
				・82品目の原産地規則は「		進はたは「現地調	達							
				西値基準)40%以上」の2										
タイ、インド、ミヤンマー	· 交渉中			で合意。2005年12月に200										
バングラディシュ、	~ '			ガティブリストに指定可能			<b>/E</b> * 0							
スリランカ、ブータン、				アーストトラックに指定す										
ネパール(BIMSTEC)				易圏形成を完了。	<b>0</b> °									
PIO ( )DIMOTEO)		2017	【ファースト・トラック】		朗拍樹	廃時期								
			LOT AF FOOT	国	DC国向け									
				インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	LDC国向け 2007年6月30日								
				ハングラディシュ、ブータン										
				ミヤンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日								
			【ノーマル・トラック】											
			L7 (7/7/2	国	DC国向け									
				インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	LDC国向け 2010年6月30日								
				ハングラディシュ、ブータン										
				パンノ ノハ 1/1、ノ フノ  ミヤンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日								
		章 华	L HDご参昭 h++^·	ミャフャー、ホハール(LDC国)   /www.bimstec.org/PDF/	Protocol to agree	ment ndf								
モーリシャス	<b>衣</b> 張 由	1		7/www.bimstec.org/PDF/ 7経済協力協定。2005年4		лпопс.ри								
GCC(※2)				2008年9月第2回会合実										
SACU(※3)				と結。アフリカ側の承認待										
EU				<u> 2009年7月第7回会合。2</u>		<u></u>								
				www.bilaterals.org/rubriqu										
				:rade/issues/bilateral/co										
EFTA	<b>衣</b> 張 由			rade/issues/bilateral/co r。2010年8月第5回交渉実		v_eli:linii/								
イスラエル	+	_		。2010年8月第5回交涉身 。2011年6月第3回交渉事										
ニュージーランド	-			。2011年0月第3回文沙美 2011年3月第4回交渉実										
ーューシーラント カナダ	<del> </del>													
				∖。2011年7月第2回交渉。 閏始ぶ合章										
中国	T .		年4月共同研究		エボック・日日 もん									
インドネシア		-		開始で合意。2007年10月		0年5日4年8十二十	7							
オーストラリア	研究中	2007	年8月共同研究[	開始で合意。2009年9月最	於会合美施。201	U午5月結果まとま。	<u> </u>							
ロシア、カザフスタン、 ベラルーシ関税同盟			年12月共同研究											
台湾	協議	締結	に向けて内容協	議中。										

- (出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成
- ※1. メルコスール=アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ ※2. GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE ※3. SACU=南部アフリカ関税同盟。南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド

## 〇日本一インド経済連携協定

2011年8月1日、日本—インド経済連携協定が発効した。本協定は、2010年10月25日に「日印

包括的経済連携協定締結に関する両首脳間共同宣言」が署名され、2011 年 6 月 30 日に外交上の公文の交換が行われていたもの。

両国間の貿易総額の94%の関税を10年で撤廃する。インドは輸入の約90%、日本は輸入の約97%の関税を撤廃する。

日本企業のインドへの輸出拡大に活用されることが期待される。

協定の詳細(関税引き下げ品目の詳細等)については、以下の外務省のホームページをご参照。

## 日本語

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_india/jyobun.html

## 英語

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/index.html

以下、経済産業省の資料を基に主要ポイントを記載する。

インド側の関税引き下げについては、日本からの鉄鋼製品、自動車部品(ディーゼル・エンジン、ギアボックス、バンパー、マフラー)、電気電子製品(液晶パネル)等の関税が引き下げられる予定。 日本からの完成車は関税下げの対象とならない。

インド側の主な関税引き下げ品目と引き下げスケジュールは以下の通り。

関税は、例えば 10%を 10 年で撤廃の場合、10%を 11 で割り、協定発効時に 11 分の 1 が即時引き下げられ、その後、毎年 4 月 1 日に 11 分の 1 ずつが引き下げられる。

①インド側の関税引き下げ品目の例

分野	品目	基準税率	交渉の結果
自動車部品	ディストリビューター	7.5%	10年で撤廃
	点火コイル	7.5%	10年で撤廃
	バンパー	10%	10年で撤廃
	消音装置(マフラー)	10%	10年で撤廃
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5%まで関税削減
	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25%まで関税削減
鉄鋼製品	熱延鋼板	5%	5年で撤廃
	冷延鋼板	5%	5年で撤廃
	合金鋼	5%	5年で撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年で撤廃
電気電子	リチウムイオン電池	10%	10年で撤廃
	DVDプレーヤー	10%	10年で撤廃
	MP3プレイヤー	5%	5年で撤廃
	レンジ	10%	10年で撤廃
	鉛蓄電池	10%	10年で撤廃
	液晶パネル	10%	即時撤廃
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年で撤廃
	産業用ロボット	7.5%	10年で撤廃
	エアコン部品	10%	10年で撤廃
	蒸気タービン	7.5%	10年で撤廃
	ガスタービン	7.5%	10年で撤廃
	織機	7.5%	10年で撤廃
	印刷機械	7.5%	10年で撤廃
	工業用ミシン	7.5%	10年で撤廃
繊維製品	綿織物	10%	即時撤廃
	衣類	10%	即時撤廃
化学品	印刷用インク	7.5%	10年で撤廃
	ナイロン	10%	10年で撤廃
農産品	盆栽	5%	即時撤廃
	ナガイモ	30%	10年で撤廃
	モモ	30%	10年で撤廃
	イチゴ	30%	10年で撤廃
	カキ	30%	10年で撤廃

(出所)経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## ②原産地規則

## A. 一般原則

原産地規則の一般原則は「『関税番号変更基準 (6 桁[=CTH])』と『現地調達比率 (=累積付加価値比率) 35%』を同時に満たすこと」となっている。これはASEANーインド間のFTAと同様の原産地規則である。

## B. 個別品目規則

上記の一般原則に加え、今回の協定では、個別品目規則 (PSR=Product Specific Rules) が導入 されている。個別品目規則がある品目については、より簡便な原産地規則が適用され、本協定による 関税引き下げの申請が容易になる。個別品目規則があるのは、鉄鋼、化学、金属、繊維、電気電子等 である。

#### 【PSR の例】

鉄鋼製品、化学品、金属:関税番号変更基準(6桁)のみを適用

繊維製品:加工工程基準(2工程)を適用

## ③日本側の関税引き下げ品目の例

O D T WITH NA			
分野	品目	基準税率	交渉の結果
農水産品	ドリアン	2.5%	即時撤廃
	スイートコーン	6%	7年で撤廃
	カレー	3.6%	10年で撤廃
	紅茶(3kg超·飲用)	2.5%	10年で撤廃
	製材	0-3.6%	即時撤廃
	えび	1-2%	即時撤廃
	えび調整品	3.2-5.3%	10年で撤廃

(出所)経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

日本側は、ほぼ全ての鉱工業品の関税を即時撤廃する。インドからの輸出については、えび関連品輸出にメリットが大きい。

## ④その他の合意事項

#### A. 後発医薬品

後発医薬品の承認審査については、国内法令の要求を満たす限りにおいて、相手国の申請者に内国 民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了させることを約束している。

#### B. 流通サービスの自由化

- ・問屋・卸売に関し日本資本を100%まで認める。
- ・シングルブランドの小売に関し日本資本を51%まで認める。
- ・シングルブランドに限定したフランチャイズに関し日本資本を100%まで認める。

## C. 製造業関連サービスの自由化(3年後に対象範囲見直し)

・コンピュータ関連サービス、レンタルサービス、修理保守サービス、広告サービス、建設サービス 等について日本資本を 100%まで認める。

#### D. その他の自由化

- ・音声電話サービスへの日本資本を74%まで認める(現状、外資25%)。
- ・情報及びデータのオンライン処理への日本資本を74%まで認める(現状、外資74%)。
- ・ファイナンスリースへの日本資本を 100%まで認める (現状、外資 51%)。
- ・生命保険への日本資本を26%まで認める(現状、約束なし)。

・アドバイス・金融補助サービスへの日本資本を100%まで認める(現状、外資51%)。

# ⑤自然人の移動

## A. インド側が約束した主なもの

短期の商用訪問者や企業内転勤者に加え、新たに投資家の入国及び一時的な滞在を約束。商用訪問者の滞在期間を、90日以内から180日以内に延長。

# B. 日本側が約束した主なもの

現行の入管制度の範囲内で、ヨガ、インド料理、インド伝統舞踊・音楽、英語の指導員の入国・就労を認める。インド人看護師・介護福祉士の受入れの可否については、協定発効後1年以内、遅くとも2年以内に結論を出す。

# 【インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(82品目)】(その1)

~関税下げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。~

No	HSコード	げ美施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。~ 品目名
1		マンゴー、マンゴスチン: Ex. Fresh Mangosteens, mangoes
2		ぶどう: Fresh graphs
3		りんご: Apples
4		デリアン: Ex. Fresh durians
5		ランブータン、竜眼 (ロンガン): Ex. Fresh rambutans, longans, pomegranates
6		デュラム小麦: Durum wheat
7		その他の小麦及びメスリン: Other wheat and meslin
8		さけ: Salmon, whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
9		いわし: Sardines, sardenella and brisling or sprats, whore or in pieces but not minced, prepared or preserved
10		された。 Saluries, saluerieria and brising of sprats, whole of in pieces but not miniced, prepared of preserved
11		カニ: Crab prepared or preserved
12		カニ・ or ab prepared or preserved 塩、純塩化ナトリウム及び海水: Salt (incl table salt & denatrd salt) & pure sodim chlrde w/n ags soln sea wtr
13		点、神温化テトラウム及び海水、 Sait (include sait & denaird sait) & pure sodim chirde w/n ags soin sea wit クロム鉱: Chromium ores & concentrated
14 15		その他の無機酸: Other inorganic acids 酸化アルミニウム: Other aluminium oxide
16		水酸化アルミニウム: Aluminium hydroxide
17		その他のポリカルボン酸等: Othr armtc plycrboxylc acids thr anhydrds harides peroxides peroxyacds & thr drvtvs
18		その他アクリル重合体: Other acrylic polymers in primary forms
19		ポリアセタール: Polyacetals in primary forms
20		エポキシ樹脂: Epoxide resins in primary forms
21		ポリカーボネート: Polycarbonates in primary forms
22		その他不飽和ポリエステル: Saturated polyallyl esters and other saturated pol
23		ポリアミト: Polyamide-6,-11,-12,-6,6,-6,9,-6,10 or -6,12 in primary forms
24		その他のポリアミド: Other polyamides in primary forms
25	390950	ポリウレタン: Plyurethanes in primary forms
26	391990	その他のブラスチック製の板、シート、フィルム等: Other self-adhesive plates, sheets, film, foil, tape, strip and other flat shapes of plastics
27	441219	その他の合板: Other plywd comsstng only shts of wood of thikness of each sheet nt excd 6mm
		加工していない貴石、半貴石: Precious stones (other than diamonds) and semi-preciosstones, unworked or
28	710310	simply sawn or roughly shaped
29	710490	その他の合成又は再生の貴石、半貴石: Other synthetic or reconstructed precious or semi-recious stones
30	710510	ダイヤモンドの粉: Dust and powder of diamonds
31	711319	その他の貴金属製の身辺用細貨類及びその部分品: Articles of jewllery and parts thereof, of other precious
		metal, whether or not plated or clad with precious metal
32	720150	
33	720711	鉄又は非合金鋼の半製品. 炭素の含有量が全重量の0. 25%未満。横断面が長方形で幅が厚さの2倍未満のもの: Prdcts contng by wt<0.25% crbn, of rctnglr (incl sqr) crs-sctn; wdth <twice td="" thckns<="" the=""></twice>
34	720719	その他の鉄又は非合金鋼の半製品. Othr procts contribute by wt<0.25% of carbon
		その他のけい素鋼の合金鋼のプロジェクトラットロール製品(幅が600mm以下): Flt-rold prdcts of silicon eletricl
35	722619	stl other thn grain-oriented
36	722990	その他の合金鋼の線: Other wire
37	730792	鉄鋼製の管用継手。エルボー、ベンド及びスリーブ: Threaded elbows, bends and sleeves of iron or steel
38	732020	鉄鋼製のコイルばね: Helical springs, of iron or steel
39	732690	その他の鉄鋼製品。 鍛造又は型打ちをしたもの: Other articles of iron or steel wire, not forged
(Hti		政府商工業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※2004年9月1日より関税率引き下げ開始。引き下げ率は、

2004年9月1日~2005年8月31日 50%

2005年9月1日~2006年8月31日 75%

2006年9月1日~ 100%(=関税はゼロになる)

※当初引き下げ予定の84品目からHSコード390210のポリプロピレンとHSコード390760の ポリエチレン・テレフタレートが除外され、早期関税引き下げ品目は82品目となっている。

# 【インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(82品目)】(その2) ~関税下げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。~

		げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。~
	HS⊐ード	品目名
40		アルミニウム(合金を除く): Aluminium, not alloyed
41	760120	アルミニウム合金: Aluminium alloys
42	840490	ボイラー用の補助機器の部分品: Parts of the items of 840410 & 840420
43	840991	ピストン式火花点火内燃機関に使用する部分品: Parts suitable for use solely or principally with sparkignition
		internal combustion piston engines
44		その他の回転容積式液体ポンプ: Other rotary positive displacement pumps
45	841381	その他のポンプ: Other pumps ファン。卓上用、床用、壁用、窓用、天井用、屋根用ファンで出力125ワット以下の電動機を自蔵するもの: Table,
46	841451	ファフ。早工用、休用、空用、芯用、大井用、座板用ファフで出力125 フット以下の 电動機を目 殿 9 るもの : Table, floor, wall, window, ceiling/roof fans, wth slf-cntnd electrc motor of outpt<=125W
47	841459	その他のファン: Other fans
48		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品: Prts of air/vacum pumps, cmprssrs & fans
49		窓又は壁に取り付けるエアコンディショナー: Window/wall types self-contained air conditioning machines
50		家庭用冷蔵庫(圧縮式): Compression-type refrigerators, household
51		瞬間湯沸機及び貯蔵式湯沸機の部分品: Prts of mchnry, plnt/lbrtry eqmpmnt etc of the items of hdg 8419
52		気体のろ過機及び清浄機のその他の部分品: Other parts of fltrng/purfyng mchnry
53		分銅及び重量測定機器の部分品: Weighng mchn weights & prts of the mchnry
54		その他のジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト: Jacks, hoists, of a kind used for raising vehicles
55		ディスクハロー: Disc harrows
l		その他の種、穀物又は乾燥した豆の洗浄用、分類用又は格付け用の機械: Other machnry for clng, srtng/gradng
56	843780	seeds
57	844820	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機の部品と付属品: Prts & accssrs of mchns of
3/		hdg. No.8444/of their auxlry machnry
58	844833	スピンドル、スポンドルフライヤー、リング及びトラベラー: Spindles, spindle flyers, spinning rings and ring travellers
	047141	自動データ処理機等(少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの)
59	84/141	Other dgitl automatic data precesng machns comprisng in samehousng a centrlprocesng unit & input & output unit,wh/not combind
60	847190	その他の自動データ処理機等: Other
61		その他の事務用機器: Othr office machines
		空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のその他のゴム・プラスチック
62	847751	成形機械: Mchnry fr mouldng/retreadng pneumtc types or fr mouldng/othrwse fromng innr tubes
63	847989	その他の機械: Othr mchn & mchncl applnces of hdg 8479
64	847990	その他の機械類の部分品: Parts of machines of hdg 8479
65		ゴム又はプラスチックの成形用の型(射出式又は圧縮式のもの以外): Othr moulds for rubber/plastics
66		その他のコック、弁: Other appliances for pipes, boiler shells, tanks, vats or the like
67		玉軸受(ボールベアリング): Ball Bearings
68	848350	はずみ車及びプーリー(プーリーブロックを含む): Flywheels and pulleys, including pulley blocks
69	850431	その他のトランスフォーマー。容量が1キロボルトアンペア以下のもの: Othr transfrmrs hvng a pwr hndlng capacity
70	851220	not excdng 1KVA その他の電気式の照明用又は可視信号用の機器: Othr lighting or visual signalling equipment
		ての他の電気式の照明用文は可挽信专用の機器: Othr lighting or visual signalling equipment コードレス送受話器付きの有線電話機: Line telphon set wth cordless hand sets
71 72		コートレス医支品番刊さの有縁電品機: Line telphon set win cordless hand sets 有線電話用又は有線電信用の電気機器の部分品: Parts of telephonic/telegraphic apparatus
73		有級電話用文は有級電信用の電叉機器の部分語、 Parts of telephonic/telegraphic apparatus その他の録音・記録用媒体: Other prepared unrecorded media
74		ての他の歌音・記録用殊体、 Other prepared diffectived media カラーテレビ: Receptn aparts for TV etc colour
		アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品: Aerials & Aerials reflectors of all kinds prts suitable
75	852910	fr use therewth
76	853400	印刷回路: Printed circuits
77	854011	カラーのテレビジョン受像用陰極線管: Cathode-ray TV picture tubes, including video monitor-cathode-ray tubes-colour
78	870840	ギアボックス: Gear Boxes
79	903289	その他の自動調整機器(サーモスタット、マノスタット以外): Othr atmtc rgltng/cntrlng instrmnts & apprts
80		自動調整機器の部分品及び付属品: Parts and accessories of instrmnts of 9032
81	910211	機械式表示部のみを有する腕時計、懐中時計、その他の携帯用時計: Wrst-Wtchs, electrly operated, w/n
		incrprtng stop-wtch felty mehnel display only
82	940190	腰掛けの部分品: Parts of seats, whether or not convertible into beds

(出所)インド政府商工業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## (8) オーストラリア

オーストラリアは、シンガポール、タイとの FTA を締結している他、ASEAN 全体との FTA について もニュージーランドと共に署名した。タイとの FTA 締結後は、オーストラリア側の完成車輸入関税 が引き下げられ、タイからの自動車輸出が増えるといった効果が出ている。また、オーストラリア は、マレーシア、中国、日本と FTA 交渉中の他、インドネシアと FTA の共同研究を進めつつある。 オーストラリアとアジア諸国との経済関係の緊密化は今後も進展すると見られており、日系企業に とっては FTA 進展による関税引き下げメリット (輸出増、輸入コスト減)の享受が可能になる。

【オーストラリアのFTAへの取組み】

相手国・エリア		交渉進展状況
ニュージーランド	締結済	1983年1月1日発効。
		名称:「オーストラリア・ニュージーランド経済協力緊密化協定」(ANZCERTA)。
		⇒自由貿易協定。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」(2007年1月以降)。
シンガポール	締結済	2003年2月締結、7月発効。名称:SAFTA。
		⇒全ての物品の関税が無税に。
		※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2004年5月調印、2005年1月発効。
		名称:「オーストラリア・米国自由貿易協定」(AUSFTA)。
		⇒米国側の非農産品(除<繊維製品・衣服)の97%の関税が無税に。2015年には
		米国側の非農産品の全ての関税は無税に。
		⇒オーストラリア側の工業製品の99%の関税が無税に(工業製品は米国からの輸
		出の93%を占める)。2015年には工業製品の全ての関税は無税に。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。
		http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us.html
タイ	締結済	2004年7月調印、2005年1月発効。名称:TAFTA。
		⇒タイ側は当初全品目中、5割の品目の関税を撤廃(オーストラリアからの輸出の
		80%を占める)。
		⇒オーストラリア側は当初全品目中、83%の品目の関税を撤廃。
		⇒2010年には両国間の貿易額の98%の関税が無税に。
		⇒両国の個別品目の関税引き下げスケジュールについては、
		http://www.thaifta.com/english/index_eng.html のTariff Schedule of Thailand
		および Tariff Schedule of Australia で確認可能。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率(=累積付加価値基準)」。
チリ	締結済	2007年8月第一回会合開催。2008年7月調印。
		2009年3月発効。発効時、品目ベースで92%、貿易量で97%の関税を撤廃、2015年まで
		に両国の全品目の関税がゼロになる。
ASEAN	締結済	2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。タイは3月発効。
(ニュージーランドと合同)		(参照サイト= http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/index.html)
環太平洋戦略的	交渉中	2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。
経済連携協定		2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉
(TPP)		立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。
		2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。
中国	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。5月交渉開始。2008年12月会合後、中断し、
		2010年2月に交渉再開。
		⇒中国側にはオーストラリアからの安価な農産物流入懸念がある。
		⇒オーストラリア側には中国からの安価な工業製品流入懸念がある。
マレーシア	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。5月交渉開始。2006年交渉中断。
		2008年10月交渉再開で合意。
日本	交渉中	2006年12月交渉開始に合意。2007年4月交渉開始。2011年12月第13回会合実施。
GCC諸国	交渉中	2007年7月交渉開始。
韓国	交渉中	2009年3月交渉開始に合意。2010年5月第5回交渉を開催。
インドネシア	交渉中	2007年8月共同研究開始。2010年11月交渉入り合意。
インド		2008年4月共同研究開始。2010年5月完了。
EU	共同研究	
(出所) 冬種報道 トリニ 芜	事責HF.I銀	行国際企画部情報戦略グループ作成

〇タイ・オーストラリアFTAにおける関税率下げ(※タイの項ご参照)

## (9) 日本

2011 年 11 月日本政府は、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加を表明した。本協定に日本が参加すれば、現状FTA未締結である「米国や豪州とのFTA」が実現されるため注目されている。TPPについては後述する。

日本は、2002 年にシンガポールと初の経済連携協定を締結した。その後、各国との交渉を加速させ、現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ベトナム、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インドと締結。ペルーと署名済み。

これにより ASEAN 側での関税下げのメリットが生じ、ASEAN 進出日系企業の日本からの部品や素材調達コストが削減されている。 ASEAN との FTA では、ASEAN 域内での累積原産地規則が適用されるため、日本・ASEAN 内で生産分業している日本企業の製品の日本と ASEAN 域内での関税が下がるという効果があり、日系企業へのメリットが大きい。

2009 年 2 月欧州諸国との初のFTAとして、日本ースイスFTAが署名されて 9 月に発効している。また、EUとのFTA締結に向け 2011 年 5 月に、協定対象範囲を検討する予備交渉「スコーピング」の開始で合意した。本交渉は大型のFTAとして注目されている。EUは、日本が環太平洋経済連携協定 (TPP) 交渉を推進し米国とのFTAが成立することに刺激され、日本とのFTA交渉推進に力を入れるとみられる。

日本政府は、「ASEAN+6 (=日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド)」の 16 カ国を対象エリアとしたアジア広域 FTA(=東アジア包括的経済連携[CEPEA=Comprehensive Economic Partnership in East Asia]構想※)の成立を目指している。 ※2006 年 3 月に日本の経済産業省が提案した構想。

2011 年 8 月、日本・インド両国による「日印包括的経済連携協定」が発効した。両国間の貿易総額の 94%の関税を 10 年で撤廃する。インドは輸入の約 90%、日本は輸入の約 97%の関税を撤廃する。日本企業のインドへの輸出拡大に活用されることが期待される。日本からの鉄鋼、自動車部品(ディーゼルエンジン、バンパー、マフラー)等の関税が引き下げられる。日本からの完成車は関税下げの対象とならない。

日本の FTA の現状については、以下の外務省のホームページで詳細を確認できる。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/

## 【日本のFTAへの取組み】

【日本のFTAへの	取組み】	
相手国・エリア		交渉進展状況
シンガポール	締結済	2001年1月交渉開始。2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」署名。
		2002年11月発効。2007年9月改定議定書発効。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)
		60%以上」と選択可。
メキシコ	締結済	2002年11月交渉開始。2004年9月締結。2005年4月発効。
		⇒鉱工業分野の品目の関税率を10年以内に撤廃。
		⇒日本政府はメキシコをNAFTAへの橋頭堡、米州自由貿易圏への窓口と位置付け。
マレーシア	締結済	2004年1月交渉開始。2005年12月締結。2006年7月発効。
(詳細:マレーシア		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
の項ご参照)		40%以上」。
フィリピン	締結済	2004年2月交渉開始。2006年9月締結。国内での批准に時間を要したが2008年12月発効。
		⇒フィリピン側は看護師などの日本への就労機会拡大に関心が高い。
		⇒フィリピンでは自動車、繊維製品などが高関税。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
		40%以上]。
チリ	締結済	2006年2月交渉開始。2007年3月締結、9月発効。
タイ		2004年2月交渉開始。2007年4月締結。11月1日発効。
グイ (詳細:タイの項	**************************************	⇒タイ側の関税引下げスケジュールについては、以下のサイトの195ページ以降を参照。
		ープイ関の関仇が「ドリスクシュールに りいては、以下のサイドの195ページ以降を参照。 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf
ご参照)		
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
ブルネイ	<b>∮</b> 立 <b>∮</b> 士 : 文	40%以上」。
フルイイ	桃花游	2006年6月交渉開始。2007年6月締結。2008年7月発効。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
ハバラミュマ	<b>∮</b> 立 <b>∮</b> 士 : 文	40%以上」。 2005年7月交渉開始。2007年8月締結。2008年7月1日発効。
インドネシア	桃花湃	2005年7月又渉開始。2007年8月締結。2008年7月1日宪効。  ⇒日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。
(詳細:インドネシア の項ご参照)		プロ本向け制工額の93%、インドインテ向け制工額の90%が10年後に無税に。  ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)
の頃こ参照)		
ASEAN	統針汶	40%以上」。   2003年10月FTAの枠組みに基本合意。
ASEAN	小山小口/月	→ 2005年10月17日の行組のに基本占息。   → 2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。
		→ 2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。
		ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。2008年4月署名完了。
		⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミヤンマーで発効。2009年1月1日
		ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。
		※原産地規則は原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更
		基準(4桁)」。
		※原産地規則の累積ルールが適用される。
スイス	締結済	2007年5月交渉開始。2009年2月締結、9月発効。
ベトナム		2009年10月発効。
インド		2007年1月交渉開始。2010年10月25日経済連携協定締結で正式合意。
	144	2011年8月発効。
		⇒日本からの輸入の約90%の品目の関税を10年で撤廃。
		※原産地規則は原則、「『関税番号変更基準(6桁[=CTH])』と『現地調達比率(=累積付加
		価値比率)35%』を同時に満たすこと」となっている。
ペルー	署名済	2009年4月交渉開始を決定。2011年5月署名。
		http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/index.html
 韓国	交渉中	2003年12月交渉開始。2004年11月から交渉中断。
GCC(※)		2006年9月交渉開始。2009年3月第4回中間会合開催。
オーストラリア		2007年4月交渉開始。2011年12月第13回会合実施。
環太平洋戦略的		2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。
経済連携協定	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉
(TPP)		立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。
`		2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。
カナダ	共同研究	2011年2月共同研究開始。2011年7月第3回会合。
モンゴル		官民合同研究終了。
日中韓		官民共同研究中。   世界研究された場合会会
コロンビア		共同研究立ち上げに合意。
EU		2011年5月協定対象範囲を検討する予備交渉「スコーピング」の開始で合意。
/ W = C \ \ \ Z = T = T \ \ \ \ \ \ \	ᄣᆇᆇ	・少十二/ページ笠 トリ=芙恵青リロ 1組行国際へ面如棲起戦略がリニプ佐は

<sup>(</sup>出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

<sup>※</sup>GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

## (10)中国

中国は 2001 年 11 月の WTO 加盟と前後して、ASEAN・香港・マカオとの FTA 交渉を開始した。香港、マカオとの間では全品目の関税が撤廃されている。

ASEAN とは 2002 年 11 月に枠組み協定を締結し、主要国との間で 2004 年 1 月から農林水産物についてアーリーハーベスト(早期関税引き下げ)が開始された。2010 年 1 月には ASEAN 原加盟 6 カ国のノーマル・トラック品目の関税が撤廃される。

パキスタンとの間では 2006 年 1 月からアーリーハーベストを開始している。また、チリとは 2006 年 10 月に商品関税引き下げ協定が発効している。ニュージーランドとは 2009 年 1 月に発効予定。

現在、湾岸協力会議(GCC)、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、南部アフリカ関税同盟(SACU)と交渉を進めている他、インド、アイスランド、韓国、ペルーと共同研究を開始している。

#### 【中国のFTAへの取組み】

相手国・エリア	12/12/27	交渉進展状況
香港	締結済	2004年1月発効(CEPA)。
	144401	→2006年1月1日より香港原産の全品目について関税撤廃(CEPA3)。
		※原産地規則は「加工工程基準」、「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)
		30%以上」の品目が分かれている。
マカオ	締結済	2004年1月発効(CEPA)。2005年1月補充協定発効。
		⇒2006年1月1日よりマカオ原産の全品目について関税撤廃。
		※原産地規則は「加工工程基準」、「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)
		30%以上」の品目が分かれている。
ASEAN	締結済	2002年11月FTAの枠組みに基本合意。
(詳細ASEANの		⇒農林水産物500品目の関税を2004年1月から引き下げ2006年1月ゼロに(アーリーハーベスト)
項ご参照)		2004年11月物の貿易に関わるASEAN中国FTA協定署名。
		→2005年7月1日からノーマルトラック品目の関税下げ開始。
		→原加盟6カ国のノーマルトラック品目の関税撤廃を2010年に達成。
		→新加盟4カ国(ベトナム、ミヤンマー、ラオス、カンボジア)のノーマルトラック品目の関税を2015年に撤廃。
.°+ = 5>	¢+++++	※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
パキスタン	締結済	2005年4月アーリーハーベストの実施について協定締結。
		2006年1月アーリーハーベスト開始。2008年1月1日までに対象品目の関税撤廃。
		2006年11月調印。2007年7月実施。
		※原産地規則は「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)40%以上」。
	/ /	詳細HPご参照。http://www.commerce.gov.pk/PCFTA.asp
チリ	締結済	2005年11月締結。2006年10月商品関税引き下げ協定発効。2008年4月サービス分野調印。
- >> !>	/ /	2010年8月サービス分野発効。
ニュージーランド	締結済	2004年12月交渉開始。2008年4月調印。2008年10月発効。
		⇒2008年10月の発効時点で、中国からニュージーランドへの輸出品目の37%、ニュージーランド
		から中国への輸出品目の35%の関税撤廃を実行。段階的に別の品目についても関税を引き下げ、2016年までに中国からニュージーランドへのすべての輸出品目の関税が撤廃される。一方、
		2019年までにニュージーランドから中国に対する輸出品目の関税の96%が撤廃される。
		http://www.chinafta.govt.nz/1-The-agreement/index.php
シンガポール	締結済	2006年8月交渉開始。2008年10月署名。
ペルー	締結済	2007年2月共同研究開始で合意。2009年5月署名。2010年3月発効。
台湾	締結済	2010年6月中国一台湾経済協力枠組協定(ECFA)署名。2011年1月発効予定。
		早期関税引き下げ品目(アーリー・ハーベスト)として、中国側が539品目、台湾側が267品目の関
		税率を引き下げる。
コスタリカ	締結済	2010年4月署名。2011年8月発効。90%の品目の関税を撤廃していく。
		http://fta.mofcom.gov.cn/topic/encosta.shtml
SACU(※2)	交渉中	2004年6月交渉開始合意。
GCC(※1)	交渉中	2005年4月交渉開始。2006年1月第3回交渉。
オーストラリア	交渉中	2005年5月交渉開始。2010年2月交渉再開。
スイス	交渉中	2011年1月交渉開始。2011年7月第2回交渉。
ノルウェー	交渉中	2010年12月中国側が無期延期申し入れ。(ノーベル平和賞への報復とみられる)
アイスランド	交渉中	2006年3月共同研究開始。2007年4月交渉開始。
インド		2005年4月共同研究開始。
韓国	共同研究	2006年11月共同研究開始で合意。2008年2月第4回会議開催。
		2010年9月政府間第1回予備協議。

## 〇中国ーニュージーランド FTA

2008 年 4 月 7 日、ニュージーランド政府は中国と自由貿易協定(FTA: Free trade agreement)を結んだ。ニュージーランドにとっては、1983 年にオーストラリアと結んだ経済協力緊密化協定(ANZCERTA)以来の国際協定で、中国にとっては最初の先進国との FTA 締結である。本協定はニュージーランド議会の承認を経て、2008 年 10 月 1 日に発効した。ニュージーランド政府の発表によると 2019 年にはニュージーランドから中国への輸出の内 96%の関税が撤廃される。

## A. ニュージーランド、中国自由貿易協定の概要

自由貿易協定の下では、2008 年 10 月の発効時点で、中国からニュージーランドへの輸出品目の37%、ニュージーランドから中国への輸出品目の35%の関税撤廃を実行。また、段階的に別の品目についても関税を引き下げ、2016 年までに中国からニュージーランドへのすべての輸出品目の関税が撤廃される。一方、2019 年までにニュージーランドから中国に対する輸出品目の関税の96%が撤廃される。

また、1,800 人の特殊技能を持つ労働者を最長 3 年間、それぞれのセクターに 100 人を上限としてニュージーランドに中国から派遣できるようにする。但し、中国医療師、中国料理人、中国語の教師については 150 人から 200 人まで派遣が可能。更に、ワーキング・ホリデー・スキームを実施し、観光分野などで年間 1,000 人の中国人を受け入れる。

## B. 関税引き下げスケジュール

今回発表された関税引き下げスケジュールは以下の通り。段階的に関税が引き下げられ、一定期間後に関税が撤廃される。

- (a) 2008 年 10 月のFTA発効と同時に<u>ニュージーランドから中国への輸出品目</u>の 35.3%について関税を撤廃。関税撤廃品目はファイバーボード、コークス用炭、鉄スラグ、金属のくずなど。
- (b) 2009 年 1 月 1 日より追加で<u>ニュージーランドから中国へ輸出品目</u>の 6.0%の関税を撤廃する。羊毛については現在の輸出額の 75%相当の品目の関税を撤廃する。残りについても 8 年間で関税を撤廃していく。
- (c) 2013 年 1 月 1 日より<u>ニュージーランドから中国への輸出品目</u>の 31.2%の関税を撤廃する。 主な品目は、乳児用ミルク、ヨーグルト、カゼイン、冷凍魚、メタノール、動物脂肪・油、 りんご、ワイン。
  - <u>中国からニュージーランドへの輸出品目</u>の内、追加で35.3%について関税を撤廃する。主な品目は、鉄、染付けプラスチック、家具、タイヤ、ペンなど。
- (d) 2014 年 1 月 1 日より追加で<u>中国からニュージーランドへの輸出品目</u>の 4.2%の関税を撤廃 する。繊維、衣服、カーペット、履物など。
- (e) 2016 年 1 月 1 日より、追加で<u>ニュージーランドから中国への輸出品目</u>の 4.6%の関税を撤廃する。品目は食用肉、オレンジ、オレンジジュース、キュウイフルーツ、羊の皮、羊のための乳搾り機、牛肉。
  - 追加で<u>中国からニュージーランドへの輸出品目</u>の 21.5%の関税を撤廃する。品目は衣服、 履物。
- (f) 2017 年 1 月 1 日より、追加で<u>ニュージーランドから中国への輸出品目</u>の 2.5%の関税を撤廃する。バター、チーズ、ミルクなど。

- (g) 2019 年 1 月 1 日より、追加で<u>ニュージーランドから中国への輸出品目</u>の 15.2%の関税を撤廃する。品目はスキム・ミルク・パウダーなど。
- (h) <u>ニュージーランドから中国への輸出品目</u>の 4.0%にあたる製品及び品目(紙製品、加工木材、麦、砂糖、米など)は今回のFTAの下では関税が撤廃されない。

関税引き下げの事例については、別紙をご参照。

詳細は、以下のサイトをご参照。

http://chinafta.govt.nz/index.php

## 中国からニュージーランドへの輸出品目トップ5に係る関税削減スケジュール

別紙

電気機器及びその部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像及 び音声の記録用又は再生用の機器並び にこれらの部分品及び附属品

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	関祝撤 廃時期
8535.10.00	ヒューズ	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free				2012
8501.10.00	電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)	6.5	5.2	3.9	2.6	1.3	free				2012

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。

② HSコード84 原子炉、ポイラー及び機械類並びにこれら の部分品

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	関税撤 廃時期
8425.11.00	プーリー、タックル、ホイスト、ウインチ、キャプスタンジャッキ、電動機により作動するもの	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free				2012

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。

③ HSコード61 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

(例)	Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	関税撤 廃時期
6101.20.02 オーバー・コート	19	16.3	13.6	10.9	8.1	5.4	2.7	free		2014
ル 計 ロ ロ ハ 杯 o 生 ロ o B D バ L oo t o ケナー レー L V I S 比 ウ ト L - Z										

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2016年までに大半が撤廃される。

④ HSコード62 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	関柷撤 廃時期
	オーバーコート、レインコート、カーコート,マント											
6201.11.02	ウールまたは繊獣毛製のもの	19	16.3	13.6	10.9	8.1	5.4	2.7	free			2014
6201.12.02	コットン製のもの	19	16.3	13.6	10.9	8.1	5.4	2.7	free			2014
6201.13.02	人造繊維製のもの	19	16.9	14.8	12.7	10.6	8.4	6.3	4.2	2.1	free	2016

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2016年までに大半が撤廃される。

<b>⑤</b>		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームブレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
----------	--	---

(例)	•	Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	関税撤 廃時期
9403.30.00	オフィスで使用される木製家具	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free					2012
9403.40.00	キッチンで使用される木製家具	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free					2012
9403.50.00	ベットルームで使用される木製家具	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free					2012

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。

# ニュージーランドから中国への輸出品目トップ5に係る関税削減スケジュール

# ① HSコード04 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤 廃時期
04031000	ヨーグルト	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
04011000	ミルク及びクリームの脂肪分が全重量の1%以下のもの	15	12	9	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
04012000	ミルク及びクリームの脂肪分が全重量の1%を 超え6%以下のもの	15	13.5	12	10.5	9	7.5	6	4.5	3	1.5	0	0	0	2017
04021000	ミルク及びクリーム	10	9.2	8.3	7.5	6.7	5.8	5	4.2	3.3	2.5	1.7	0.8	0	2019
04051000	バター	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	2017

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2019年までに大半が撤廃される。

#### ② HSコード44 木材及びその製品並びに木炭

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤 廃時期
40011000	ゴムのラテックス	20	16	12	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
44021000	木炭(竹製のもの)	10.5	8.4	6.3	4.2	2.1	0	0	0	0	0	0	0	0	2012

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。

# ③ HSコード47 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

\*現在関税ゼロパーセント

# ④ HSコード51 羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並び にこれらの織物

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤 廃時期
51021100	繊獣毛及び粗獣毛(カシミヤやぎのもの)	9	7.2	5.4	3.6	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
51021910	ウサギ、ノウサギの毛皮	9	7.2	5.4	3.6	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	2012

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。

## ⑤ HSコード41 原皮(毛皮を除く。)及び革

(例)		Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤 廃時期
41012011	牛(水牛を含む。) 又は馬類の動物の原皮(生鮮のも の及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、脆漬けその他の保存 に適する処理をしたもので、なめし、パーチント性 上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るも のとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてある かないかを問わない。	8	6.4	4.8	3.2	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0	2012

<sup>\*</sup>当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。

## (11)台湾

これまで、台湾と FTA 交渉を行うことで、中国との関係が悪化することが懸念される面があったため、主要国においては、台湾と FTA を結ぼうという動きは少なかった。過去には台湾との FTA 交渉を検討したシンガポールが中国との関係を悪化させ、交渉を断念した例もある。

2010年6月に中国ー台湾経済協力枠組協定(ECFA)が調印されたことを受けて、環境は変わっており、8月にはシンガポールが台湾とのFTA交渉を検討すると発表している。

現在、台湾が FTA を結んでいるのは、パナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル・ホンジュラス、中国である。台湾の産業界には、台湾の主要製品であるエレクトロニクス製品等のライバルである韓国が、米国等主要国との FTA を締結すると台湾が不利になるとの危機感がある。

(参照サイト:台湾経済部国際貿易局: http://eweb.trade.gov.tw/kmi.asp?xdurl=kmif.asp&cat=CAT4032)

#### 【台湾のFTAへの取組み】

	スパロック <b>』</b>	
相手国・エリア		
パナマ	締結済	2003年8月締結、2004年1月1日発効。
		発効後、台湾側6,187品目、パナマ側4,181品目の関税を撤廃。
		2014年にパナマ側97%、台湾側95%の品目で関税撤廃。
グアテマラ	締結済	2006年7月1日発効。
		グアテマラ側は農産品447品目、工業製品3,509品目の関税を即時撤廃。
ニカラグア	締結済	2006年6月締結、2008年1月1日に発効。
		ニアラグア側は3,374品目の関税を即時撤廃。
エルサルバドル	締結済	2007年5月締結。台湾エルサルバドルFTAは、2008年3月発効。
・ホンジュラス		エルサルバドル側は3,590品目の関税を即時撤廃。
		ホンジュラス側は3,881品目の関税を即時撤廃。
中国	締結済	2009年12月22日、台湾・中国の交渉窓口は、関税を撤廃する「経済協力枠組協定(ECFA)」の
		交渉開始で合意。2010年6月署名。2010年9月発効。
		早期関税引き下げ品目(アーリー・ハーベスト)として、中国側が539品目、台湾側が267品目の関
		税率を2011年1月1日から引き下げ、2013年1月1日までに撤廃する。
インド	共同研究	締結に向けて両国シンクタンクが検討中。
ニュージーランド	協議	2011年10月FTA締結の可能性検討のための協議をはじめることで合意。
フィリピン	協議	双方が意欲。シンクタンクが可能性検討。
インドネシア	協議	双方が意欲。シンクタンクが可能性検討。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## 〇中国一台湾経済協力枠組協定(ECFA)

2010年6月29日、中国と台湾は、関税率の引き下げを含む「経済協力枠組協定(ECFA=Economic Cooperation Framework Agreement、海峡両岸経済協力枠組み協議)」に調印。中国・台湾での批准を経て、2010年9月12日に発効した。

本協定は、1949年の中・台分断後、初の包括的な協定であり、近年経済的な結びつきが強まっている中台関係の緊密化が今後加速するのは確実とみられる。

本協定では、早期関税引き下げ品目(アーリー・ハーベスト)として、中国側が 539 品目、 台湾側が 267 品目の関税率を 2011 年 1 月 1 日から引き下げ 2 年後の 2013 年 1 月 1 日までに撤 廃する。2009 年の中国・台湾の輸入に関税引き下げ品目が占める比率は、中国側が 16.1%、台 湾側が 10.5%と中国側の方が大きくなっており、今回の協定は、中国が台湾に譲歩した内容になっている。

中国側の早期関税引き下げ品目には、石油化学製品、NC旋盤などの工作機械、自動車部品、 デジタルカメラなどが入っている。このため、中国側の関税引き下げを見越して台湾中部にお いて日系工作機械メーカーの生産体制強化が進んでいる。

## A. 中国側の早期関税引き下げ品目

中国側の早期関税引き下げ品目の概要は以下の通り。

【中国側の早期関税引き下げ品目(539品目)】

T I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
分野	品目数	品目名
農水産品	18	活魚、冷凍魚、バナナ、オレンジ、緑茶など
石油化学製品	88	ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリウレタン、塩化ビニル、キシレン、界面活性剤、接着剤、潤滑油、人口皮革など
機械製品	107	工作機械、プレス機械、金属切削用NC旋盤、NCドリル、印刷機 械、繊維機械、機械部品など
繊維製品	136	綿布、合成繊維、シャツ、水着、靴下、下着、タオルなど
輸送機器	50	自動車用ギアボックス、ホイール、バンパー、自転車(完成車)、自 転車部品など
その他	140	鋼材、セメント、金型、医療用人工関節、デジタルカメラ部品、自動車・自転車用タイヤ、ペンキ、印刷用インクなど

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

品目の詳細は、以下の URL から「附件 1」で参照可能。

http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu\_id=40&news\_id=19038

中国側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュールは以下の通り。対象品目の関税 は、協定発効の2年後に全て撤廃される。

【中国側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュール】

分類	2009年の関税率	関税	引き下げスケジ <i>:</i>	ュール
刀块	(X%)	協定発効時	1年後	2年後
1	0 <x≦5< td=""><td>0</td><td></td><td></td></x≦5<>	0		
2	5 <x≦15< td=""><td>5</td><td>0</td><td></td></x≦15<>	5	0	
3	X>15	10	5	0

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【中国側の早期関税引き下げ品目の2009年の関税率の例】

関税コード	品目名	2009年の関税率(%)
03019999	その他の活きている魚	10.5
08030000	バナナ	10
09021090	緑茶	15
40115000	自転車用ゴムタイヤ	20
70091000	車両用バックミラー	10
82078000	切削工具	8
84592100	数値制御式の金属用のボール盤、中ぐり盤、 フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	9.7
84195000	熱交換装置	10
85167210	トースター	32
87081000	自動車用バンパー	10
87120020	自転車	13
96062100	プラスチック製のボタン	21

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

# B. 台湾側の早期関税引き下げ品目

台湾側の早期関税引き下げ品目の概要は以下の通り。

【台湾側の早期関税引き下げ品目(267品目)】

分野	品目数	品目名
石油化学製品	42	燃料油、酢酸、界面活性剤、樹脂など
機械製品	69	圧縮機、送風機、シリンダー、機械部品、熱処理機械、印刷機械、 紙処理機械、オフィス機器など
繊維製品	22	綿布、合成繊維、不織布、ナイロン、合成皮革など
輸送機器	17	自転車、自転車部品、ベビーカー、ベビーカー用部品
その他	117	芳香剤、酸性染料、ゴルフ用品、金型、バス・自動車用タイヤ、テレビカメラ、電球、蓄電池、メガネ、腕時計、歯ブラシなど

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

台湾側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュールは以下の通り。中国側と同様に対象品目の関税は、協定発効の2年後に全て撤廃される。

【台湾側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュール】

分類	2009年の関税率	関税	引き下げスケジェ	ェール
力块	(X%)	協定発効時	1年後	2年後
1	0 <x≦2.5< td=""><td>0</td><td></td><td></td></x≦2.5<>	0		
2	2.5 <x≦7.5< td=""><td>2.5</td><td>0</td><td></td></x≦7.5<>	2.5	0	
3	X>7.5	5	2.5	0

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

# C. 三角貿易を適用対象に

2011年5 月23 日、台湾経済部・国際貿易局は同日より三角貿易をECFA アーリーハーベスト(台中間経済協力枠組み協議の一部品目の早期関税引き下げリスト)の適用対象に含めることを発表した。その背景としては、三角貿易が台中間の貿易形態に大きな比率を占めることから、そ

れがECFA アーリーハーベストの恩恵を受けられないままでは、貿易促進の効果を最大限に発揮できないと判断したとみられている。

これにより、「海外で受注したものを台湾から中国へ輸出する場合」や、「国内貿易商が受注したものを国内メーカーが中国へ輸出する場合」など、受注が海外か国内かに関係なく、また受注元と製造元が異なる場合でも関税引き下げの恩恵を享受できるようになる。日本企業が中国で受注したものを台湾から中国に輸出する場合にも活用できる。

しかし、第3 国より輸入した原材料などを使う場合、依然として特定原産地規制(Product Specific Rules、PSR)で決められている「原産地比率(台中間での現地調達比率)」 を充足 する「台湾製品」にしか原産地証明書は発行されず、またECFA 原産地証明書に記載されている 輸出商が台湾で・輸入商が中国でそれぞれ登録されていることが義務付けられている。

今回の制限緩和により、ECFA アーリーハーベストの適用対象となる製品項目に占める三角貿易の比率が増加すると共に、台湾メーカーの受注拡大にもつながると期待されている。

#### 関連サイト:

中華民国経済部

http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu\_id=40&news\_id=19038

## (12)韓国

2011 年 7 月韓国 - EUのFTAが発効した。 発効後、EUは 5 年以内、韓国は 7 年以内に鉱工業品の関税を全廃する。本FTAの効果で、韓国のスーパーマーケットでは欧州製品の陳列が増えている。

韓国-EUのFTA発効により、EUへの輸出において3年後に韓国からEUへの乗用車輸出関税率が現在の10%から0%に下がるなど、日系企業が韓国系企業比不利になる。また、EUは韓国への機械製品の輸出拡大に期待している。2010年1月には韓国-インドFTAも発効している。

2012 年には米国との 2 国間FTAが発効する予定である。本協定は 2007 年 6 月に署名していたが、韓国側の批准が遅れていたもの。2011 年 11 月に批准が完了した。本FTAの活用と、円高による影響回避のため、一部の日系自動車メーカーで、米国での生産車を韓国に輸出する動きがでている。韓国の自動車部品には最大 4%の関税が即時撤廃されるものがある。韓国側ではシンクタンクが、米国からの輸入増により特に畜産業が影響を受けると試算している。

日韓 FTA 交渉は 2004 年 11 月から中断している。日本と韓国との貿易は、日本から韓国へは輸出 超過となっている。このため、これまで韓国は日本との FTA には消極的である。

韓国・中国間の貿易は、韓国の輸出超過になっており、韓国・中国間のFTAが締結されれば韓国企業にはメリットが大きいと考えられる。このため、**韓国は今後、中国とのFTA交渉を開始するとみられる。**韓国が中国とのFTAを意識している背景には台湾が中国との「経済協力枠組協定(ECFA)」を締結し、早期関税引き下げ品目の関税引き下げが開始されていることもある。また、オーストラリアとのFTA交渉も進んでいく見込みである。

#### 【韓国のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況			
チリ	締結済	2004年4月発効。		
シンガポール	締結済	2006年3月発効。		
EFTA	締結済	2006年9月発効。		
ASEAN	締結済	物品協定2007年6月発効。タイとは2009年2月署名。		
		サービス協定2009年5月発効(タイ、インドネシア、カンボジア、ラオスを除く)。		
		投資協定2009年6月発効。		
米国	締結済	2007年6月署名。2011年11月韓国が批准。2012年1月以降に発効予定。		
		発効後、5年で貿易額の95%、10年でほぼ全量が無税に。		
		http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text		
インド	締結済	2006年3月交渉開始。2010年1月発効。		
EU	締結済	2007年5月交渉開始。2010年10月締結、2011年7月1日発効。		
		発効後、EUは5年以内、韓国は7年以内に鉱工業品の関税を全廃する。		
		自動車分野の原産地規則はEU基準の40%より高い45%に設定されている。		
		http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/bilateral-relations/countries/korea/		
ペルー	締結済	2009年3月交渉開始。2010年8月合意。2011年3月署名。2011年8月発効。		
		発効10年後に金額ベースで全ての物品関税を撤廃。		
		http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=12&boardid=302&seqno=310226		
カナダ	交渉中	2005年7月交渉開始。		
メキシコ	交渉中	2006年2月交渉開始。		
日本	交渉中	2003年12月交渉開始。2004年11月交渉中断。		
GCC	交渉中	2008年7月交渉開始。2009年7月第3回交渉。		
オーストラリア	交渉中	2009年5月交渉開始。2010年5月第5回交渉。		
ニュージーランド	交渉中	2009年6月交渉開始。		
トルコ	交渉中	2008年6月共同研究開始。2010年4月第1回交渉。		
日中韓		2001年1月共同研究開始。		
メルコスール		2005年5月共同研究開始。2007年10月完了。		
中国	共同研究	2006年11月共同研究開始で合意。2008年2月第4回会議開催。		
		2010年9月政府間第1回予備協議。		
ロシア		2007年10月共同研究開始。		
SACU		2008年12月民間共同研究開始で合意。		
コロンビア		2009年3月民間共同研究開始。		
イスラエル		2009年5月民間共同研究開始で合意。		
ベトナム	共同研究	2011年12月共同研究完了。2012年から交渉開始予定。		

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

## (13)環太平洋経済連携協定(TPP)

環太平洋経済連携協定(TPP = Trans-Pacific Partnership Agreement)は、当初 4 カ国ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの経済連携協定としてスタートした。この FTA には、環太平洋経済連携協定として、2008 年 9 月に米国、2008 年 11 月豪州とペルー、2010 年 3 月ベトナム、2010 年 10 月マレーシア、2011 年 11 月に日本が参加を表明しており、参加国は 10 カ国に拡大している。マレーシアの参加により他の ASEAN 諸国も TPP に参加し、環太平洋諸国を包含する広域 FTA として拡大していく可能性もある。

日本国内では、関税引き下げによる農林水産物への影響を懸念する声が出ていたが、2011 年 11 月野田首相が交渉参加を決断した。現在、TPP 交渉に加わっている国と、日本との FTA 交渉状況は以下の表の通り。この表から、日本において TPP による FTA が発効するとこれまで二国間 FTA 未締結の「米国、オーストラリア、ニュージーランド」との自由貿易の効果が大きいことがわかる。

日本企業にとっては、主に、1.日本から米国、オーストラリアへの工業製品輸出、2.米国から日本への工業製品輸出、3.米国・オーストラリアから日本への農産品・農産品加工品の輸出、にビジネス・チャンスが生じると考えられる。2.の米国から日本への工業製品輸出については違和感があるかもしれないが、円高が進行する中、米国から日本への工業製品輸出の可能性もありうる。

2011 年 12 月、韓国の外交通商相は TPP について「TPP の参加国は既に韓国が FTA を結んだ国か交 渉中の国が多く、韓国が今すぐ TPP 交渉を開始しなければならない経済的理由は少ない」と述べてい る。また、中国、日本との FTA 締結には前向きな発言を行っている。

【環太平洋経済連携協定(TPP)参加諸国と日本との二国間FTA発効・署名・交渉の状況】

No.	相手国・エリア		日本との二国間FTA締結・交渉の状況
1	ブルネイ	発効済	2008年7月発効。
2	チリ	発効済	2007年9月発効。
3	ニュージーランド		
4	シンガポール	発効済	2002年11月発効。
<b>⑤</b>	米国		
6	オーストラリア	交渉中	2007年4月交渉開始。2011年2月までに12回交渉会合開催。
7	ペルー	署名済	2009年4月交渉開始を決定。2011年5月署名。
8	ベトナム	発効済	2009年10月発効。
9	マレーシア	発効済	2006年7月発効。

(出所)各種報道、外務省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成 ※③、⑤、⑥の国とのFTAは関税引き下げメリットが大きいと考えられる。

## (14) 日中韓 FTA

2011 年 12 月には韓国の外交通商相が日中韓の FTA に積極的な発言を行っている。また、近く作業が終了する日中韓 FTA 共同研究において、交渉開始が推奨される見込みである。その後、2012 年春の日中韓首脳会談において、日中韓 FTA 交渉開始が確認されるとみられる。

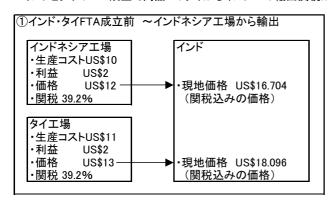
日本は、これまで日中韓 FTA よりも「日中韓に ASEAN とインド、豪州、ニュージーランドを加えた 16 カ国の広域 FTA 交渉」を優先する姿勢であったが日中韓 3 カ国での交渉も同時並行で検討される可能性がある。

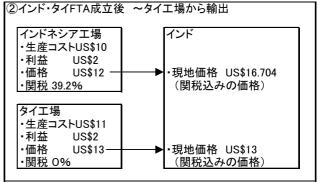
## 4. アジア進出日系企業への FTA のインパクト

二国間や地域間のFTAの成立により企業にとっては、①関税引き下げのメリットが生じるケース、②FTA対象エリアに進出していないため対象エリア内の競合他社比競争上不利になるケース、が考えられる。FTA成立による関税率変更が自社製品の原料・部品調達や製品輸出にどのような影響を与えるか個別品目毎にコスト・メリット計算が必要。またAFTAのところで述べたように実際に申請や原産地証明の取得が煩雑でないかなども要検討事項となる。

#### 【FTAのインパクト検討の例】

- ・A社はタイとインドネシアに工場を持つ
- ・現在、生産コストの安いインドネシアからインドに商品Bを輸出中
- ・インドとタイのFTA成立で商品Bのタイからインドへの輸出関税がゼロになった





※②のタイ工場からの輸出で関税0%のメリットを受けるには タイにおける現地調達率が40%か50%必要(いずれかは未定)

#### 5. FTA 関連用語

- (1) 自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)・・・①自由貿易協定(FTA)とは加盟国間の関税・数量規制を撤廃する協定。さらに②関税同盟 (Customs Union)と③中間協定 (Interim Agreement)まで含めてGATT・WTOでは「地域貿易協定」と総称している。普通、FTAという場合は、①②③を総称していることが多い。関税同盟とは加盟国間の域外への関税率・通商規則を同一にするもの。EU、EUとトルコなどの諸国、南米南部共同市場(メルコスール)などがある。GATT24条では地域貿易協定の条件として、①加盟国間の実質上の全貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止すること(24-8-1)、②非加盟国向けの障壁を加盟国の協定成立前の水準より高めない(24-5-a)、③中間協定は例外的な場合を除き 10 年を超えるべきではない(24-5-C、24-8-a-i)、などを示している。
- (2) <u>経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)</u> … 貿易自由化だけでなく、投資自由 化や様々な二国間協力を含む協定を経済連携協定と表現している。日本がはじめて締結した FTAであるシンガポールとの間でのFTAは広範な協定であるため「日・シンガポール新時代経 済連携協定 (JSEPA)」という呼称になっている。その後に締結されている日本とASEAN諸国と の協定も経済連携協定 (EPA) である。
- (3) <u>原産地規則(R00: Rules of Origin)</u> ····FTA締結国間の自由貿易の対象品目は、締結国間の原産品に限定される。そうしないとFTA成立で第三国の製品が締結国を経由して流入するためである。原産地要件には、①関税番号変更(タリフジャンプ)要件(CTC=Change in tariff

classification)、②現地調達比率(ローカルコンテンツ)要件(VA=Value-Added Rule: ie. Local content rule)、③加工工程基準、があり、①と②の両方が採用されているFTAも多い。①は当該国内で、原材料・部品の関税分類から最終製品の関税分類が一定以上変更されていれば最終製品を当該国の原産品と認めるもの。②はある物品の一定割合以上の付加価値が当該国内で付加されていれば当該品を締結国の原産の認めるもので、累積付加価値基準とも呼ばれる。②は付加価値条件がクリアされているかどうかの判断があいまいになりがちなため、①の方が正確・客観的とされる。AFTAの原産地規則には②が採用されており付加価値の割合は 40%と低いためAFTAは自由度の高いFTAとされる。

【①の例】 水 + モルト + その他 = ビール Water + Malt + Other inputs = Beer 
$$11$$
 25,32 2203

【②の例】 現地調達比率 40%以上のものを当該国原産品と認めるケース

・モルトを成分としたスパークリング飲料(このケースでは現調率 70%[=下線])

なお、輸出する製品が輸出国で生産されたものであることを証明するためには、輸出国側で「特定原産地証明書」を取得する必要がある。この証明書は各国の商工会議所が発行する。

- (4) HSコード(Harmonized System codes) ・・・貿易される物財を分類する国際基準である。個別品目の関税率を決めるのに利用される6ケタもしくは8ケタの数字で示されるもの。企業の方が自社製品の関税率を調べるには、まず自社製品のHSコードを知ることが必要となる。
- (5) 自由貿易協定の効果・・・自由貿易協定の「貿易に与える効果」は静態的効果「①貿易創出効果、②貿易転換効果、③交易条件効果」と動態的効果「④市場拡大効果、⑤競争促進効果」に分けられる。近年重視されているのは動態的効果「市場拡大、競争促進」が加盟国にも非加盟国にもメリットを与えることである。
- ① 貿易創出効果···FTA 加盟国間の貿易障壁撤廃により加盟国間の貿易が創出される効果
- ② 貿易転換効果・・・FTA 成立で FTA 外の国からの効率的な輸入が非効率的な加盟国の輸入に代替される効果
- ③ 交易条件効果・・・加盟国間の貿易量拡大が非加盟国に影響し加盟国の交易条件を改善させる効果
- ④ 市場拡大効果・・・貿易障壁撤廃で市場が拡大し、生産・流通において規模の経済性実現と最適 立地が可能になる効果
- ⑤ 競争促進効果・・・市場統合により加盟地域内の寡占産業において競争が促進され効率的な生産 が実現する効果

自由貿易の投資に与える効果には「投資転換効果」がある。FTAによる域内市場形成をターゲットとした投資の流入が生じる他、域内で効率的な生産が可能になれば輸出を目的とした投資も増加する。

- (6) <u>GATT (General Agreement on Tariffs and Trade: 関税と貿易に関する一般協定)</u>…1947 年 創設。最恵国待遇が重要な原則。加盟国増加と共に交渉が難しくなり第6回のケネディーラ ウンド以降加盟国が集まり、原則全品目の関税を対象とする関税交渉が行われるようになっ た。東京ラウンドで非関税障壁を削減、ウルグアイ・ラウンド(1986~1994)での農業・繊維・ サービス分野の自由化を推進した。
- (7) <u>WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関)</u>・・・GATTは協定であり機関ではなかった。WTO は 1995 年 1 月にGATTを機関組織に引き上げたもの。
- (8) <u>GATS (General Agreement on Trade in Service: サービス貿易に関する一般協定)</u> · · · WTO 協定の一部。金融、運輸、電気通信などサービス貿易に関する各国政策についての規定。
- (9) <u>最恵国待遇(MFN: Most favored nation clause)</u>…通商交渉の結果、決まった関税・投資条件を第三国にも供与すること。GATT第1条で定められている。逆にいうと加盟国が特定国との間でのみ関税を引き下げることは許されない。FTAは最恵国待遇の例外となっている。これはFTA締結で貿易自由化が推進されるというメリットがあると考えられるためである。
- (10) **早期関税引き下げ措置(アーリーハーベスト)**・・・・FTA実現に先立ち特定品目の関税を前倒しで引き下げること。中国がASEAN諸国に配慮して農産品の関税を下げる、インドとタイのFTAで 82 品目の関税下げを先行するなどの動きがある。
- (11) <u>授権条項(Enabling Clause)</u>・・・開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠になるもの。 GATT第1条最恵国待遇の例外と見なされている。1979年東京ラウンドで合意された。GATT24 条との関係は明確でない。開発途上国のみで加盟国が構成されるFTAについては授権条項と GATT24条の両方を勘案しWT0貿易開発委員会(CTD)が審査する。AFTAなどは授権条項に基づく FTA。
- (12) スパゲティー・ボウル現象(Spaghetti Bowl Phenomenon) ···FTAが各国・各地域で数多く形成されると協定間の関係が煩雑になりスパゲティーがもつれるように通関システムに不都合が生じるという意見。バグワティー教授(Jagdish Bhagwati、現米国コロンビア大学教授、貿易理論専攻の経済学者)が名づけた。
- (13) **源泉統合計画 (ISI: Integrated Sourcing Initiative)** ・・・・米国・シンガポールFTAにおいて取り上げられた概念。原産地規則は通常締結国間に適用されるが、米国・シンガポールFTAにおいてはIT製品と医療機器の合計 152 品目がISI品目としてシンガポールから米国に無税で輸出できることになった。

## 6. FTA 関連サイト

#### 《 FTA 関連サイト 》

ASEAN事務局: http://www.aseansec.org …AFTA、AICOスキーム、各国とのFTA交渉

「Framework Agreement On Comprehensive Economic Co-operation Between The Association Of South East Asian Nations And The Peoples Republic Of China」 ASEAN事務局 http://www.aseansec.org.13197.htm

シンガポール政府FTAサイト: http://www.fta.gov.sg/index1.htm

経済産業省FTAサイト: <a href="http://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/epa/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/epa/index.html</a>

http://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/epa/html2/1-souron7.html

外務省 経済連携協定 (EPA) /自由貿易協定 (FTA) サイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/

インド政府商工業省サイト: <a href="http://commerce.nic.in/thailand">http://commerce.nic.in/thailand</a>. htm ・・・インド・タイFTA

オーストラリアのFTA http://www.fta.gov.au/

タイのFTA http://www.thaifta.com/english/index\_eng.html

オーストラリア・米国 FTA についての米国側のサイト

http://www.ustr.gov/Trade\_Agreements/Bilateral/Australia\_FTA/Final\_Text/Section\_Index.html

本レポートに関するお問い合せ先 国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。